

ヨシユア記

第一章

一 エホバの僕モーセの死し後エホバ、モーセの從者ヌンの子ヨシユアに語りて言たまはく
 二 僕モーセは已に死り然ば汝いま此すべての民とともに起てこのヨルダンを濟り我がイスラエルの子
 三 孫に與ふる地にゆけ 凡そ汝らが足の跡にて踏む所は我これを盡く汝らに與ふ我が前にモーセに語し如し
 四 汝らの疆界は荒野および此レバノンより大河ユフラテ河に至りてヘテ人の全地を包ね日の没る方の大海に及ぶ
 五 汝が生ながらふる日の間なんぢに當る事を得る人なかるべし我モーセと偕に在しごとく汝と偕にあらん
 六 我なんぢを離れず汝を棄じ 心を強くしかつ勇め汝はこの民をして我が之に與ふることをその先祖等に誓ひた
 七 りし地を獲しむべき者なり 惟心を強くし勇み勵んで我僕モーセが汝に命ぜし律法をことごとく守りて行へ
 八 之を離れて右にも左にも曲るなかれ然ば汝いづくに往ても利を得べし この律法の書を汝の口より離すべから
 九 す夜も晝もこれを念ひて其中に録したる所をことごとく守りて行へ然ば汝の途福利を得汝かならず勝利を得べ
 十 し 我なんぢに命ぜしにあらずや心を強くしかつ勇め汝の凡て往く處にて汝の神エホバ偕に在せば懼るゝ勿れ
 十一 戦慄なかれ
 十二 茲にヨシユア民の有司等に命じて言ふ 陣營の中を行めぐり民に命じて言へ汝等糧食を備へよ三日の内
 十三 に汝らは此ヨルダンを濟り汝らの神エホバが汝らに與へて獲させんとしたまふ地を獲んために進みゆくべければ
 十四 なりと

イ出二四・二三申一・	二三・三一 民三四・	七、六・二七 賽四三	一・七 書一・一五	ヨ書一・七
三八	三一・二	二二・五	ル申五・三二、二八	タ申三一・七、八、二三
ロ申三四・五	ホ申七・二四	二二・五	一四	レ詩二七・一 耶一八
ハ申一一・二四	ヘ出三・一二	一三・五	ヲ申二九・九	ソ書三・二 申九・一、
一四・九	ト申三一・八、二三	リ申三一・七、二三	ワ申一七・一八、一九	一一・三一
二創一五・一八	出 書一・九、一七、三三	又民二七・二三 申三	カ詩一・二	

二三 ヨシユアまたルベン人ガド人およびマナセの支流の半に告て言ふ 二三 エホバの僕モーセ前に汝らに命じて

二四 言り汝らの神エホバ今なんぢらに安息を賜へり亦この地を汝らに與へたまふべしと汝らこの言詞を記念よ 一四 なんぢ

二五 兄弟等の先にたち進濟りて之を助けよ 一五 而してエホバが汝らに賜ひし如くなんぢらの兄弟等にも安息を賜ふに

二六 およばゞ又かれらもなんぢらの神エホバの與へたまふ地を獲るにおよばゞ汝らエホバの僕モーセより與へられし

二七 命ぜし所は我等盡く爲べし凡て汝が我らを遣す處には我ら往べし 一七 我らは一切の事モーセに聽したがひし

二八 如く亦なんぢに聽したがはん唯ねがはくは汝の神エホバ、モーセと偕にいましゞごとく汝と偕に在さんことを

二九 強くしかつ勇め 誰にもあれ汝が命令に背き凡て汝が命ずるところの言に聽したがはざる者あらば之を殺すべし唯なんぢ心を

一 茲にヌンの子ヨシユア、シツテムより潜かに二人の間者を發し之にいひけるは往てかの地および

二 エリコを窺ひ探れ乃ち彼ら往て妓婦ラハブと名づくる者の家に入て其處に寢けるが 或人エリコ

三 の王に告て視よイスラエルの子孫の者この地を探らんとて今宵こゝに入きたれりといふ 是に於てエリコの王

四 ラハブに言つかはしけるは汝にきたりて汝の家に入し人を曳いだせ彼らは此全國を探らんとて來れるなり

五 婦人かのふたりの人を將て之を匿し而して言ふ實にその人々はわが許に來り然れども我その何處よりか知ざ

六 りしが 黄昏どき門を閉るところに出されり我その人々の何處へ往しかを知らず急ぎその後を追へ然ば之に追及ん

七

八

九

十

イ民三三・二〇—二八 ハ書二二・四 水民二五・一
書二二・二—四 二番一・五 傳別二〇 へ太一・五
口出一三・一八 一三王上一・三七 ト來一・三一 雅二・ 二二・三〇
二五 子詩一二七・一 傳 〇 里傳後一七・一九、二

又出一・一七 母後 二二七 申二・二五、ワ出一四・二一 書四 三五 卷一三・七
一七・二九 一・二二五 三三 三出二五・一四、一五 申四・三九 五・二七
ル創三五・五 出二三 ヲ出一五・一五 力民二一・二四、三四、 夕書五・一、七、五 ソ提前五・八
ネ書二・一八 ヲ母前二〇・一四、一 ナ士一・二四 六五・七 ウ書二・二二
ラ徒九・二五 ム出二〇・七 井書六・二三

七六 と その實は婦すでにかれらを領て屋蓋に升り屋蓋の上に列べおきたる麻のなかに之をかくしなり 七 かく

九八 てその人々彼らの後を追ひヨルダンの路をゆきて渡場に赴むけり、かれらの後を追ふ者出るや直に門を閉しぬ

二人のもの未だ寢ずラハブ屋背に上りて彼らのもとに來り 九 これに言けるはエホバこの地を汝らに賜へ

〇 我らは甚く汝らを懼る此地の民盡く汝らの前に消亡ん我この事を知る 一〇 其は汝らがエジプトより出來し時

エホバなんぢらの前にて紅海の水を乾たまひし事および汝らがヨルダンの彼旁にありしアモリ人の二箇の王シホ

二 ンとオグとになしこと即ちことごとく之を滅ぼしたりし事を我ら聞たればなり 二一 我ら之を聞や心怯げなんぢ

三 らの故によりて人の魂きえうせたり汝らの神エホバは上の天にも下の地にも神たるなり 二二 然ば請ふ我すでに

汝らに恩を施したれば汝らも今エホバを指て我父の家に恩をほどこさんことを誓ひて我に眞實の記號を與へよ

三 又わが父母兄弟姉妹および凡て彼らに屬る者をながらへしめ我らの生命を拯ひて死を免かれしめんことを誓

四 へよ 二人のものこれに言けるは汝ら若しわれらの此事を洩すことなくば我らの生命汝らに代りて死ん又エホ

バわれらに此地を與へたまふ時には我らなんぢに恩を施し眞實を盡さん

一五 是においてラハブ繩をもて彼らを窓より縋おろせり是は其家邑の石垣の上においてかれ石垣の上に住しに

一六 よる ラハブかれらに言けるは恐らくは追者なんぢに遇ん汝ら山に往て三日が間そこに隠れをり追者の還るを

一七 待て後去ゆくべし 二人のものかれに言けるは汝が我らに誓し、此誓につきては我ら罪を獲じ 一八 我らが此地

一九 に打いらん時は汝我らを縋おろしたりし窓に此一條の赤き紐を結つけ且つ汝の父母兄弟および汝の父の家の眷族

もし汝とともに家にをる者に手をくはふることをせばその血は我らの首に歸すべし 將た汝もし我らのこの事を洩さば汝が我らに誓せたる誓に我らあづかることなし ラハブいひけるはなんぢらの言のごとくすべしと 斯てかれらを出し去しめて赤き紐を窓に結べり

かれら往て山にいり追來るものかへるを待て三日が間そこに居れりおひ來れるもの徧ねく彼らを途に尋ねしかども終に獲ざりき 而してかの二箇の人は山を下り河を濟りて歸りヌンの子ヨシユアに詣りて其有し事等をつぶさに陳ぶ またヨシユアにいふ誠にエホバこの國をことごとく我らの手に付したまへりこの國の民は皆我らの前に消うせんと

第三章

ヨシユア朝はやく起いでてイスラエルの人々とともにシツテムを打發てヨルダンにゆき之を濟らずして其處に宿りぬ 斯て三日の後有司ら陣營の中をめぐり 民に命じて曰ふ汝ら祭司等レビ人がなんぢらの神エホバの契約の櫃を昇出すを見れば其處を發出てその後に従がへ されど汝らとその櫃との間には量りて凡そ二千キュプト許の隔離あるべし之に近づく勿れなんぢらその行べき途を知らためなり汝らは未だこの途を経しことなかりき ヨシユアまた民に言ふ汝ら身を潔めよエホバ明日なんぢらの中に妙なる事を行ひたまふべしと ヨシユア祭司等に告ていふ契約の櫃を昇き民に先だちて濟れと則ち契約の櫃を昇き民に先だちて進めり

エホバ、ヨシユアに言たまひけるは今日よりして我イスラエルの衆の目の前に汝を尊くし我がモーセと偕にありし如く汝と偕にあることを之に知せん なんぢ契約の櫃を昇ところの祭司等に命じて言へ汝らヨルダン

イ太二七・二五 ハ番二・九
 口出二三・三一 番六・二番二・一 ト民一〇・三三
 二、二一・四四 ホ番一・二〇・二一 申三九・二五
 一五利二〇・七民 耳二・一六
 一・二八 番七・又民四・一五
 一三 母前一六・五 ル番四・一四 代上 一
 二九・二五 代下 一 一 番三・三

ヨ申五・二六	母前	夕出三三・二	申七	ソ書四・二	六・五
一七・二六	王下	一特四四・二	ツ書三・一一	ム代上一二・一五	耶ノ王上四・一二、七
一九・四何一・一〇	レ書三・一三	米四・	ネ書三・一五、一六	一二・五、四九・一九	四六
太一六・一六	撒前	一三	張四・一四、	ナ詩七八・一三、一一	ウ書四・一八、五
					オ申三・二七
					一七
					一〇、一二
					井書三・一三
					七
					マ申二七・二
					書三・
					一七
					夕創一四・三
					民三四・
					ケ書三・二二
					フ書三・一三
					ヨ書四・一九、二〇

九 の水際にゆかばヨルダンにいりて立べしと ヨシユア、イスラエルの人々にむかひて汝ら此に近づき汝らの神
 一〇 エホバの言を聴けと 而してヨシユア語りけらく活神なんぢらの中に在してカナン人へテ人ヒビ人ペリジ
 人ギルガシ人アモリ人エブス人を汝らの前より必ず逐はらひたまふべきを左の事によりてなんぢら知るべし
 二二 視よ全地の主の契約の櫃なんぢらに先だちてヨルダンにすゝみ入る 然ば今イスラエルの支派の中より
 支派ごとに一人づつ合せて十二人を擧よ 全地の主エホバの櫃を昇ところの祭司等の足の蹠ヨルダンの水の中
 に踏とゞまらばヨルダンの水上より流れくだる水きれとゞまり立てうづだかくならん
 二四 かくて民はヨルダンを濟らんとてその幕屋を立出祭司等は契約の櫃を昇て之に先だちゆく 抑々ヨルダ
 ンは收穫の頃には絶ずその岸にことごとく溢るゝなれど櫃を昇く者等ヨルダンに到り櫃を昇ける祭司等の足水際
 一六 に浸ると齊しく 上より流れくだる水止まりて遙に遠き處まで涸れザレタンに近きアダム邑の邊にて積り起て
 堆かくなりアラバの海すなはち鹽海の方に流れくだる水まつたく截止りたれば民エリコにむかひて直に濟れり
 一七 即ちエホバの契約の櫃を昇る祭司等ヨルダンの中の乾ける地に堅く立をりてイスラエル人みな乾ける地を涉
 りゆき遂に民ことごとくヨルダンを濟りつくせり

第四章

民ことごとくヨルダンを濟りつくしたる時エホバ、ヨシユアに語りて言たまはく 汝ら民の中
 より支派ごとに一人づつ合せて十二人を擧げ これに命じて言へ汝らヨルダンの中祭司等の足を
 踏とめしその處より石十二を取あげてこれを負ひ濟り此夜なんぢらが宿る宿場に居ゑよと ヨシユアすなはち

五 イスラエルの人々の中より支派ごとに預て一人づつを取て備へおきぬその十二人の者を召よせ 而してヨシユ

アこれに言けるは汝らの神エホバの契約の櫃の前に當りて汝らヨルダンの中にすゝみ入りイスラエルの人々の

六 支派の數に循ひて各々石ひとつを取あげて肩に負きたれ 是は汝らの中に徴となるべし後の日にいたりて汝ら

七 の子輩是等の石は何のこゝろなりやと問て言ば 之にいへ往昔ヨルダンの水エホバの契約の櫃の前にて截斷り

たる事を表はすなり即ちそのヨルダンを濟れる時にヨルダンの水きれ止まれりこの故にこれらの石を永くイスラ

エルの人々の記念となすべしと

八 イスラエルのひとびとヨシユアの命ぜしごとく然なしエホバのヨシユアに告げたまひし如くイスラエルの

人々の支派の數にしたがひてヨルダンの中より石十二を取あげ之を負わたりてその宿る處にいたり之を其處にす

九 ゑたり ヨシユアまたヨルダンの中において契約の櫃を昇る祭司等の足を踏立し處に石十二を立たりしが今日

一〇 までも尙ほ彼處にあり 櫃を昇る祭司等はエホバのヨシユアに命じて民に告しめたまひし事の悉く成るまでヨ

二 ルダンの中に立をれり凡てモーセのヨシユアに命ぜし所に適へり民は急ぎて濟りぬ 民の悉く濟りつくせると

三 きエホバの櫃および祭司等は民の觀る前にて濟りたり ルベンの子孫ガドの子孫およびマナセの支派の半モー

四 セの之に言たりし如く身をよるひてイスラエルの人々に先だちて濟りゆき 凡そ四萬人ばかりの者軍の装に

身を堅め攻戰はんとてエホバに先だち濟りてエリコの平野に至れり エホバこの日イスラエルの衆人の目の前

にてヨシユアを尊くしたまひければ皆モーセを畏れしごとくに彼を畏る其一生の間常に然り

エホバ、ヨシユアに語りて言たまひけるは なんぢ證詞の櫃を昇る祭司等にヨルダンを出きたれと命ぜ

イ番四・二一 出二二・ 一、七八・三一六 一六・四〇 本番三・七
二六、一三・一四 口番三・一三、一六 二民三三・二〇、二七、 へ出二五・一六、二二
申六・二〇 特四四・ 八 出二二・一四 民 二八

ト書三・一五 又書四・六 ヲ王上八・四二、四三 カ出一五・一六 代上 ヨ出一四・三一 申六・ 夕民一三・二九 四八・六結二一・七 ネ民一四・二九、二六
チ書五・九 ル書三・一七 王下一九・二九 詩 二九・一二 詩八九 二 詩八九・七 耶 レ出一五・一四、一五 ソ王上一〇・五 六四、六五 申二、
リ書四・三 ヲ出一四・二一 一〇六・八 一三三 一〇七 卷二九・一一 詩 ツ出四・二五 一六

一七 よ ヨシユアすなはち祭司等に命じヨルダンを出きたれと言ければ 一八 エホバの契約の櫃を昇る祭司等ヨルダ
ンの中より出きたる祭司等足の跡を陸地に擧ると齊くヨルダンの水故の處に流れかへりて初のごとくその岸に
ことごとく溢れぬ

一九 正月の十日に民ヨルダンを出きたりエリコの東の境界なるギルガルに營を張り 二〇 時にヨシユアそのヨ

二一 ルダンより取きたらせし十二の石をギルガルにたて 二二 イスラエルの人々に語りて言ふ後の日にいたりて汝らの

二三 子輩その父に問て是らの石は何の意なりやと言はば 二三 その子輩に告しらせて言へ在昔イスラエルこのヨルダンを

二四 陸地となして濟りすぎし事あり 即ち汝らの神エホバ、ヨルダンの水を汝らの前に乾涸して汝らを濟らせたま

二五 へり其事は汝らの神エホバの我らの前に紅海を乾涸して我らを渡らせたまひし狀況の如くなりき 二六 斯なしたま

二七 ひしは地の諸の民をしてエホバの手の力あるを知しめ汝らの神エホバを恒に畏れしめんためなり

第五章

一 ヨルダンの彼旁に居るアモリ人の諸の王および海邊に居るカナン人の諸の王はエホバ、ヨルダン
の水をイスラエルの人々の前に乾涸して我らを濟らせたまひしと聞きイスラエルの人々の事により

二 神魂消え心も心ならざりき

三 その時エホバ、ヨシユアに言たまひけるは汝石の小刀を作り重て復イスラエルの人々に割禮を行なへと

四 ヨシユアすなはち石の小刀を作り陽皮山にてイスラエルの人々に割禮を行へり 四 ヨシユアが割禮を行ひし

五 所以は是なりエジプトより出きたりし民の中一切の男すなはち軍人は皆エジプトを出し後途にて荒野に死たり

六 しが その出来し民はみな割禮を受たる者なりき然どエジプトを出し後途にて荒野に生れし民には皆割禮を施

六 こそざりき 六 そもそもイスラエルの人々は四十年の間荒野を歩みをりて終にそのエジプトより出来し民すなはち軍人等ことごとく亡はてたり是エホバの聲に聴したがはざりしに因てなり是をもてエホバかれらの先祖等に誓ひて我等に與へんと宣まひし地なる乳と蜜との流るゝ地を之に見せじと誓たまへり 七 かれらに繼て興らしめたまひしその子輩にはヨシユア割禮を行へりかれらは途にて割禮を施さざりしによりて割禮なきものなりければなり 八 一切の民に割禮を行ふこと畢りぬれば民は陣營に其儘居てその瘡るを待り 九 時にエホバ、ヨシユアにむかひて我今日エジプトの羞辱を汝らの上より轉ばし去りと宣まへり是をもてその處の名を今日までギルガル(轉)と稱ふ

一〇 イスラエルの人々ギルガルに營を張りその月の十四日の晩エリコの平野にて逾越節を行へり 而して

一 逾越節の翌日その地の穀物酔いれぬパンおよび烘麥をその日に食ひけるが 二 その地の穀物を食ひし翌日より

してマナの降ることを止みてイスラエルの人々かさねてマナを獲ざりき其年はカナンの地の産物を食へり

三 ヨシユア、エリコの邊にありける時目を擧て觀しに一箇の人劍を手に拔持て己にむかひて立るければヨシ

ユアすなはちその許にゆきて之に言ふ汝は我等を助くるか將われらの敵を助くるか 四 かれいひけるは否われは

エホバの軍旅の將として今來れるなりとヨシユア地に俯伏て拜し我主なにを僕に告んとしたまふやと之に言ひ

エホバの軍旅の將ヨシユアに言けるは汝の履を足より脱され汝が立る處は聖きなりとヨシユア然なしぬ

一 (イスラエルの人々の故によりてエリコは堅く閉して出入する者なし) 二 エホバ、ヨシユアに言

ひたまひけるは視よわれエリコおよびその王と大勇士とを汝の手に付さん 三 汝ら軍人みな邑を繞

第六章

イ民一四・三三申一・ロ出三・八 詩 二民一四・三一申一・ホ創三四・二五 三番二四・一四結 ト番四・一九 又創一八・二、三二・ル民二二・二三
 三、二・七、一四 八民一四・二三 詩 二民一四・三一申一・ハ創三四・一四 每前 二〇・七、二三・三、チ出一二・六民九・五 二四 出二三・二三、テ出二三・二〇、但
 詩九五・一〇 九五・一一 來三・ 三九 一四・六 利一八・ 八 出二六・三五 亞一・八徒一・一〇 一〇・一三、二一、

四 けて邑の周圍を一次まはるべし汝六日が間かく爲よ 祭司等七人おのおのヨベルの喇叭をたづさへて櫃に先だつべし而して第七日には汝ら七次邑をめぐり祭司等喇叭を吹ならすべし 然して祭司等ヨベルの角を音ながくふきならして喇叭の聲なんぢらに聞ゆる時は民みな大に呼はり喊ぶべし然せばその邑の石垣崩れおちん民みな直に進て攻のぼるべしと ヌンの子ヨシユアやがて祭司等を召て之に言ふ汝ら契約の櫃を昇き祭司等七人ヨベルの喇叭七をたづさへてエホバの櫃に先だつべしと 而して民に言ふ汝ら進みゆきて邑を繞れ甲冑のものどもエホバの櫃に先だちて進むべしと

八 ヨシユアかく民に語りしかば七人の祭司等おのおのヨベルの喇叭をたづさへエホバに先だちすゝみて喇叭を吹きエホバの契約の櫃これにしたがふ 即ち甲冑のものどもは喇叭を吹くところの祭司等にさきだちて行き後軍は櫃の後に行く祭司たちは喇叭を吹きつゝすゝめり ヨシユア民に命じて言ふ汝ら呼はる勿れ汝らの聲を聞えしむるなかれまた汝らの口より言を出すなかれわが汝らに呼はれと命ずる日におよびて呼はるべしと

二 而してエホバの櫃をもち邑を繞りて一周し陣營に來りて營中に宿れり

二三 又あくる朝ヨシユアはやく興いで祭司等エホバの櫃を昇き 七人の祭司等おのおのヨベルの喇叭をたづさへエホバの櫃に先だちて行き喇叭を吹きつゝすゝみ甲冑の者等これに先だちて行き後軍はエホバの櫃の後に行く祭司等喇叭を吹きつゝ進めり 其の次の日にも一次邑を繞りて陣營に歸り六日が間然なせり

一五 第七日には夜明に早く興いで前のごとくして七次邑を繞れり唯この日のみ七次邑を繞りたり 七次目に

一七 いたりて祭司等喇叭を吹くときにヨシユア民に言ふ汝ら呼はれエホバこの邑を汝らに賜へり この邑および

その中の一切の物をば誑はれしものとしてエホバに献ぐべし唯妓婦ラハブおよび凡て彼とともに家に在るものは生し存べしわれらが遣し、使者を匿したればなり 一八 唯汝ら誑はれし物を慎め恐らくは汝ら其を誑はれしものとして献ぐるに方りその誑はれし物を自ら取りてイスラエルの陣營をも誑はるゝものとならしめ之をして惱ましむ

一八 生し存べしわれらが遣し、使者を匿したればなり
 一八 唯汝ら誑はれし物を慎め恐らくは汝ら其を誑はれしものとして献ぐるに方りその誑はれし物を自ら取りてイスラエルの陣營をも誑はるゝものとならしめ之をして惱ましむ

一九 携へいるべしと 是において民よばはり祭司喇吠を吹ならしけるが民喇吠の聲をきくと齊しくみな大聲を擧て呼はりしかば石垣崩れおちぬ斯りしかば民おのおの直に邑に上りいりて邑を攻取り 邑にある者は男女少きもの老たるものの區別なく盡くこれを刃にかけて滅ぼし且つ牛羊驢馬にまで及ぼせり

二〇 携へいるべしと 是において民よばはり祭司喇吠を吹ならしけるが民喇吠の聲をきくと齊しくみな大聲を擧て呼はりしかば石垣崩れおちぬ斯りしかば民おのおの直に邑に上りいりて邑を攻取り 邑にある者は男女少きもの老たるものの區別なく盡くこれを刃にかけて滅ぼし且つ牛羊驢馬にまで及ぼせり

二一 時にヨシユアこの地を窺ひたりし二箇の人にむかひ汝らかの妓婦の家に入りかの婦人およびかれに屬る一切のものを携へいだしかれに誓ひし如くせよと言ければ 間者たりし少き人等すなはち入てラハブおよびその父母兄弟ならびに彼につけるすべてのものを携へ出しましたその親戚をも携へ出しイスラエルの陣營の外にかれら

二二 間にヨシユアこの地を窺ひたりし二箇の人にむかひ汝らかの妓婦の家に入りかの婦人およびかれに屬る一切のものを携へいだしかれに誓ひし如くせよと言ければ 間者たりし少き人等すなはち入てラハブおよびその父母兄弟ならびに彼につけるすべてのものを携へ出しましたその親戚をも携へ出しイスラエルの陣營の外にかれら

二三 間にヨシユアこの地を窺ひたりし二箇の人にむかひ汝らかの妓婦の家に入りかの婦人およびかれに屬る一切のものを携へいだしかれに誓ひし如くせよと言ければ 間者たりし少き人等すなはち入てラハブおよびその父母兄弟ならびに彼につけるすべてのものを携へ出しましたその親戚をも携へ出しイスラエルの陣營の外にかれら

二四 間にヨシユアこの地を窺ひたりし二箇の人にむかひ汝らかの妓婦の家に入りかの婦人およびかれに屬る一切のものを携へいだしかれに誓ひし如くせよと言ければ 間者たりし少き人等すなはち入てラハブおよびその父母兄弟ならびに彼につけるすべてのものを携へ出しましたその親戚をも携へ出しイスラエルの陣營の外にかれら

二五 間にヨシユアこの地を窺ひたりし二箇の人にむかひ汝らかの妓婦の家に入りかの婦人およびかれに屬る一切のものを携へいだしかれに誓ひし如くせよと言ければ 間者たりし少き人等すなはち入てラハブおよびその父母兄弟ならびに彼につけるすべてのものを携へ出しましたその親戚をも携へ出しイスラエルの陣營の外にかれら

イ利二七・二八 米四 八申七・二六、一三三・ 二番七・二五 王上 ホ番六・五 來一・ト番二・一四 來一・リ番六・一九
 一七 番七・一、一 一八・一七、一八 拿 三〇 三二 又太一・五
 一・二二 へ申七・二 番二・一三 番二・一三 番九・一、三
 口番二・四

カ書二二・二〇 代上 二八・二五 一・二二、一三・一九 一四・一三
二・七 夕書二・九、一 利 三・七、二九、三四 尼九・二、伯二・二二 詩八三・四 一四・一三
ヨ利二六・一七 申 二六、三六 詩二二 母前四・二二 母後 七出五・二二 王下三 十出三二・二二 民 六書六・一七、一八

第七章

一 時にイスラエルの人々その誑はれし物につきて罪を犯せり即ちユダの支派の中なるゼラの子ザブ
デの子なるカルミの子アカン誑はれし物を取り是をもてエホバ、イスラエルの人々にむかひて震怒
を發ちたまへり

二 ヨシユア、エリコより人を遣はしベテルの東に當りてベテアベンの邊にあるアイに到らしめんとし之に語
りて言ふ汝ら上りゆきてかの地を窺へとその人々上りゆきてアイを窺ひけるが ヨシユアの許に歸て之に言ふ
民を盡くは上り往しめざれ唯二三千人を上らせてアイを撃しめよかれらは寡ければ一切の民を彼處に遣て勞せし
むるなかれと 是において民およそ三千人ばかり彼處に上りゆきけるが遂にアイの人の前より遁はしれり
五 アイの人彼らを門の前より追てシバリムにいたり下坂にてその三十六人ばかりを撃り民は魂神消て水のごとく
になりぬ

六 斯りしかばヨシユア衣を裂きイスラエルの長老等とともにエホバの櫃の前にて暮まで地に俯伏をり首に塵
を蒙れり ヨシユア言けらく嗟主エホバよ何とて此民を導きてヨルダンを濟らせ我らをアモリ人の手に付して
滅亡させんとしたまふや我等ヨルダンの彼旁に安んじ居しならば善りしものを 嗟主よイスラエルすでに敵に
背を見せたれば我また何をか言ん カナン人およびこの地の一切の民これを聞きわれらを攻かこみてわれらの
名をこの世より絶ん然らば汝の大なる御名を如何にせんや

二〇 エホバ、ヨシユアに言たまひけるは立よなんぢ何とて斯は俯伏すや 一 イスラエルすでに罪を犯しわが
彼らに命じおける契約を破れり即ち彼らは誑はれし物を取り窃みかつ詐りてこれを己の所有物の中にいれたり

二三 是をもてイスラエルの人々は敵に當ること能はず敵に背を見す是は彼らも誣はるゝ者となりたればなり汝ら
 其誣はれし物を汝らの中より絶にあらざれば我ふたゞび汝らと借にをらじ たてよ民を潔めて言へ汝ら身を潔
 めて明日を待てイスラエルの神エホバかく言たまふイスラエルよ汝の中に誣はれしものあり汝その誣はれし物を
 汝らの中より除き去るまでは汝の敵に當ること能はず 然ば翌朝汝らその支派にしたがひて進みいづべし而
 してエホバの掣たまふ支派はその宗族にしたがひて進み出でエホバの掣たまふ宗族はその家にしたがひて進み出
 いでエホバの掣たまふ家は男ひとりびとりに従がひて進みいづべし 凡そ掣れて誣はれし物を有りて定まる者は
 其一切の所有物とともに火に焚るべし是はエホバの契約を破りイスラエルの中に愚なる事を行ひたるが故なりと
 一六 ヨシユア是において朝はやく興いでてイスラエルをその支派にしたがひて進出しめけるにユダの支派掣れ
 一七 たれば ユダのもろもろの宗族を進み出でしめけるにゼラの宗族掣れゼラの宗族の人々を進み出しめけるに
 一八 ザブデ掣れ ザブデの家の人々を進み出しめけるにアカン掣れぬ彼はユダの支派なるゼラの子ザブデの子なる
 一九 カルミの子なり ヨシユア、アカンに言けるは我子よ請ふイスラエルの神エホバに稱讚を歸し之にむかひて
 二〇 懺悔し汝の爲たる事を我に告よ其事を我に隠すなかれ アカン、ヨシユアに答へて言けるは實にわれはイスラ
 二一 エルの神エホバに對ひて罪ををかし如此々を行へり 即ちわれ掠取物の中にバビロンの美しき衣服一枚に銀
 二百シケルと重量五十シケルの金の棒あるを見欲く思ひて其を取れりそれはわが天幕の中に地に埋め匿してあり
 銀も下にありと
 二三 爰にヨシユア使者を遣はしければ即ち彼の天幕に奔りゆきて視しに其は彼の天幕の中に匿しありて銀も下

一民一四・四五 士 一八 水鏡一六・三三 卜書七・二一 二・二四 八出一九・一〇 へ母前一四・三八、三 士二〇 又母前六・五 耶一三 三〇・二二 詩五一 口申七・二六 書六・ 二書三・五 九 六 二六 約九・二四 三 但九・四 一民五・六、七 代下 一母前一四・四三

ワ書七・二六、一五・七 ヨ申一七・五 五三
カ書六・二八 代上二 夕書八・二九 母後 レ申一三・一七 母後
・七 加五・二二 一八・一七 哀三 二一・一四
ソ書七・二四 察六五 八、三一・八 啓一 ナ書六・二一
・一〇 何二・一五 九 ラ申二〇・一四
ツ申一・二一、七・一 ネ書六・二 ム士二〇・二九
ウ士二〇・三二

三三 三三 三三 三三 三三 三三 三三 三三 三三 三三
にありき 彼ら其を天幕の中より取出してヨシユアとイスラエルの一切の人々の所に携へきたりければ則ちそ

二四 二四 二四 二四 二四 二四 二四 二四 二四 二四
れをエホバの前に置り ヨシユアやがてイスラエルの一切の人とともにゼラの子アカンを執へかの銀と衣服と

三五 三五 三五 三五 三五 三五 三五 三五 三五 三五
金の棒およびその男子女子牛驢馬羊天幕など凡て彼の有る物をことごとく取てアコルの谷にこれを曳ゆけり

二五 二五 二五 二五 二五 二五 二五 二五 二五 二五
而してヨシユア言けらく汝なんぞ我らを惱まししやエホバ今日汝を惱ましたまふべしと頓てイスラエル人

二六 二六 二六 二六 二六 二六 二六 二六 二六 二六
みな石をもて彼を撃ころし又その家族等をも石にて撃ころし火をもて之を焚けり 而してアカンの上に大なる

石堆を積揚たりしが今日まで存るかくてエホバその烈しき忿怒を息たまへり是によりてその處の名を今日まで

アコル(惱)の谷と呼ぶ

第八章

一 茲にエホバ、ヨシユアに言たまひけるは懼るゝ勿れ戰慄なかれ軍人をことごとく率ゐ起てアイに
二 攻のぼれ視よ我アイの王およびその民その邑その地を都て汝の手に授く 汝さきにエリコとその

三 王とに爲し如くアイとその王とに爲べし今回は其貨財およびその家畜を奪ひて自ら取べし汝まづ邑の後に伏兵を
四 設くべしと

三三 三三 三三 三三 三三 三三 三三 三三 三三 三三
ヨシユアすなはち起あがり軍人をことごとく將てアイに攻のぼらんとしまづ大勇士三萬人を選びて夜の中

四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四
にこれを遣はせり ヨシユアこれに命じて言く汝らは邑に對ひて邑の後に伏すべし邑に遠く離れをる勿れ皆

五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五
準備をなして待をれ 我と我に従がふ民みな共に邑に攻よせん而して彼らが初のごとく我らにむかひて打出ん

六 六 六 六 六 六 六 六 六 六 六
とき我らは彼らの前より逃はしらん 然せば彼ら我らを追て出來べければ我等つひに之を邑より誘き出すこと

七 七 七 七 七 七 七 七 七 七 七
を得ん其は彼等いはんこの人衆は初めのごとくまた我等の前より逃ぐと斯てわれらその前より逃はしらん 汝

八 からの伏をる處より起りて邑を取べし汝らの神エホバ之を汝らの手に付したまふべし 汝ら邑を乗取たらば

九 邑に火を放ちエホバの言詞の如く爲べし我これを汝らに命す努よやと かくてヨシユアかれらを遣はしければ

即はち往てアイの西の方にてベテルとアイとの間に身を伏せたりヨシユアはその夜民の中に宿れり

一〇 ヨシユア朝はやく興いでて民をあつめイスラエルの長老等とともに民に先だちてアイにのぼりゆけり

二 彼に従がふ軍人ことごとく上りゆきて攻寄せ邑の前に至りてアイの北に陣をとれり彼とアイの間には一の谷

ありき ヨシユア五千を擧て邑の西の方にてベテルとアイとの間にこれを伏せおけり かく民の全軍を

邑の北に置きその伏兵を邑の西に置いてヨシユアその夜谷の中にいりぬ アイの王これを視しかばその邑の人々

みな急ぎて蚤に起き進み出てイスラエルと戦ひけるが預て謀しあはせ置る頃には王とその一切の民アラバの前に

進み來れり王は邑の後に伏兵ありて己を伺ふを知らざりき 時にヨシユア、イスラエルの一切の人とともに

彼らに打負し狀して荒野の路を指て逃はしりしかば その邑の民みな之を追撃んとて呼はり集まりヨシユアの

後を追て邑を出離れ アイにもベテルにもイスラエルを追ゆかずして遺りをる者は一人もなく皆邑を開き放し

てイスラエルの後を追り

一八 時にエホバ、ヨシユアに言たまはく汝の手にある矛をアイの方に指伸よ我これを汝の手に授くべしとヨシ

ユアすなはち己の手にある矛をアイの方に指伸るに 伏兵たちまち其處より起りヨシユアが手を伸ると齊しく

奔きたりて邑に打いり之を取りて直に邑に火をかけたなり 茲にアイの人々背をふりかへりて觀しに邑の焚る

煙天に立騰りゐたれば此へも彼へも逃るに術なかりき斯る機しも荒野に逃ゆける民も身をかへして其追きたる者

イ母伝二三・二八
口番八・五
ハ士二〇・三四 傳九
二士二〇・三六

ホ申七・二
へ民三一・二二、二六
ト書八・二
チ申一三・一六
リ書一〇・二六
一〇七・四〇、一一
詩
又申二一・二三
一〇・二七
書
ル書七・二六、一〇・ワ出二〇・二五
二七
申
二七
カ出二〇・二四
ヨ申二七・二八
タ申三一・一一
レ申三一・九、二五

二 等に逼れり 二二
ヨシユアおよび一切のイスラエル人伏兵の邑を取て邑の焚る煙の立騰るを見身を還してアイの人
三 人を殺しけるが 三三
かの兵また邑より出きたりて彼らに向ひければ彼方にも此方にもイスラエル人ありて彼らは
三 その中間に挟まれぬイスラエル人かくして彼らを攻撃て一人をも餘さず逃さず 三三
つひにアイの王を生擒てヨシ
ユアの許に曳きたれり

二四 イスラエル人已を荒野に追きたりしアイの民をことごとく野に殺し刃をもてこれを仆し盡すにおよびて皆
二五 アイに歸り刃をもてこれを撃ほろぼせり 二五
その日アイの人々ことごとく斃れたりその數男女あはせて一萬二
二六 千人 二六
ヨシユア、アイの民をことごとく滅ぼし絶まではその矛を指伸たる手を垂ざりき 二七
但しその邑の家畜

二八 および貨財はイスラエル人これを奪ひて自ら取り是はエホバのヨシユアに命じたまひし言に依なり 二八
ヨシユア、
二九 アイを燬て永くこれを墟塚とならしむ是は今日まで荒地となりをる 二九
ヨシユアまたアイの王を薄暮まで木に掛

三〇 てさらし日の没におよびて命じてその死骸を木より取おるさしめ邑の門の入口にこれを投すて其上に石の大塚を
積おこせり其は今日まで存る 三〇

三〇 かくてヨシユア、エバル山にてイスラエルの神エホバに一の壇を築けり 三一
是はエホバの僕モーセがイス
三二 ラエルの子孫に命ぜしことに本づきモーセの律法の書に記されたる所に循がひて新石をもて作れる壇にて何人も
三三 鐵器をその上に振あげず人衆その上にてエホバに燔祭を献げ酬恩祭を供ふ 三三
彼處にてヨシユア、モーセの書し

三三 るし、律法をイスラエルの子孫の前にて石に書うつせり 三三
かくてイスラエルの一切の人およびその長老官吏
三四 裁判人など他國の者も本國の者も打まじりてエホバの契約の櫃を昇る祭司等レビ人の前にあたりて櫃の此旁と

ヨシユア記 八・二一——三三
四〇七

彼旁に分れ半はゲリジム山の前に半はエバル山の前に立り是エホバの僕モーセの命ぜし所にしたがひて最初に
 先イスラエルの民を祝せんとてなり 然る後ヨシユア律法の書に凡てしるされたる所に循ひて祝福と呪詛とに
 かゝはる律法の言をことごとく誦り モーセの命じたる一切の言の中にヨシユアがイスラエルの全會衆および
 婦人子等ならびにイスラエルの中にをる他國の人の前にて誦ざるは無りき

第九章

茲にヨルダンの彼旁において山地平地レバノンに對へる大海の濱邊に居る諸の王すなはちヘテ
 人アモリ人カナン人ペリジ人ヒビ人エブス人たる者どもこれを聞て 心を同うし相集まりて

ヨシユアおよびイスラエルと戦はんとす

然るにギベオンの民ヨシユアがエリコとアイとに爲たりし事を聞しかば 己も詭計をめぐらして使者の
 狀にいでたち古き袋および古び破れたるを結びとめたる酒の革囊を驢馬に負せ 補ひたる古履を足にはき古衣
 を身にまとひ來れり其糧のパンは凡て乾きかつ黴てありき 彼等ギルガルの陣營に來りてヨシユアの許にいた
 り彼とイスラエルの人々に言ふ我らは遠き國より來れり然ば今われらと契約を結べと イスラエルの人々ヒビ
 人に言けるは汝ら是我等の中に住をるならんも計られねば我ら争か汝らと契約を結ぶことを得んと 彼ら又ヨ
 シユアにむかひて我らは汝の僕なりと言ければヨシユアかれらに汝らは何人にして何處より來りしやと問しに
 彼らヨシユアに言けるは僕等は汝の神エホバの名の故によりて遙に遠き國より來れり其は我ら彼の聲譽および
 彼がエジプトにて行ひたりし一切の事を聞き また彼がヨルダンの彼旁にをりしアモリ人の二箇の王すなはち

イ申一・二九、二七 五、二九・二〇、二 出三・一七、三三、 又書六・二七
 一、三〇・一九 二二三 ル書五・一〇 一〇・五
 口申三二・二一、二八 二申三一・二二 二二三 詩八三・三、五 一〇・五
 三 ホ書八・三二 二二三 傳後 出二三・三二 申七 ヨ申二〇・一五
 八申二八・二、一五、四 へ民三四・六 二二、二〇・一六 夕出一五・一四 番二

ソ民二七・二一 賽 二三・一〇、一一、 二八 喇二・二五
 三〇・一、二、十一、 三〇・八 母後二、 一八、一九 亞五、 ウ書九・二五
 一母前二二・一〇、 一、五、一九 一、八・二五、二六、 ラ母後二一・一、二、六、 三・四 馬三・五 井書九・六、九
 結一七・一三、一五、 ム申二九・一一
 ノ書九・一六
 才創九・二五
 ク書九・二一、二七

二 ヘシボンの王シホンおよびアシタロテにをりしバシヤンの王オグに爲たりし一切の事を聞たればなり 是をも

て我らの長老および我らの國に住するものみなわれらに告て言り汝ら旅路の糧を手携さへ往てかれらを迎へて

彼らに言へ我らは汝らの僕なり請ふ我らと契約を結べと 我らの此バンは汝らの所に來らんとて出たちし日に

我ら家々より其なほ溫暖なるをとり備へしなるが視よ今は已に乾きて儼たり また酒をみたせるこれらの革囊

も新しかりしが破るゝに至り我らのこの衣服も履も旅路の甚だ長きによりて古びぬと 然るに人々は彼らの糧

を取りエホバの口を問ことをせざりき ヨシユアすなはち彼らと好を爲し彼らを生しおかんといふ契約を結び

會中の長等かれらに誓ひたりしが その彼らと契約を結びてより三日を経て後かれらは己に近き人にして己の中に住をる者なりと聞り

スラエルの子孫やがて進みて第三日に彼らの邑々に至れり其邑はギベオン、ケビラ、ベエロテおよびキリアテヤ

リムなり 然れども會中の長等イスラエルの神エホバを指て彼らに誓ひたりしをもてイスラエルの子孫これを

攻撃ざりき是をもて會衆みな長等にむかひて咬けり 然ど長等は凡て全會衆に言ふ我らイスラエルの神エホバ

を指て彼らに誓へり然ば今彼らに觸べからず 我ら斯かれらに爲て彼らを生しおかん然すれば彼らに誓ひし誓

によりて震怒の我らに及ぶことあらじと 長等また人衆にむかひて彼らを生しおくべしと言ければ彼らは遂に

全會衆のために薪を斬り水を汲ことをする者となれり長等の彼等に言たるが如し ヨシユアすなはち彼らを召よせて彼らに語りて言けるは汝らは我らの中に住をりながら何とて我らは汝ら

に甚だ遠しと言て我らを誑かしや 然ば汝らは誑はる汝らは永く奴隸となり皆わが神の室のために薪を斬り

二四 水を汲ぐことをする者となるべしと 彼らヨシユアに應へて言けるは僕等はなんぢの神エホバその僕モーセに

此地をことごとく汝らに與へ此地の民をことごとく汝らの前より滅ぼし去ことを命ぜしと明白に傳へ聞たれば

二五 汝らのために生命の危からんことを太く懼れて斯は爲けるなり 視よ我らは今汝の手の中にあり汝の我らに爲

二六 を善とし正當とする所を爲たまへと ヨシユアすなはち其ごとく彼らに爲し彼らをイスラエルの子孫の手より

二七 救ひて殺さしめざりき ヨシユアその日かれらをして會衆のためおよびエホバの壇の爲に其えらびたまふ處に

おいて薪を斬り水を汲ぐことをする者とならしめたりしが今日まで然り

第一〇章

一 茲にエルサレムの王アドニゼデクはヨシユアがアイを攻取てこれを全く滅ぼし嚮にエリコとその

二 中にをる事を聞て 大に懼る是ギベオンは大なる邑にして都府に等しきに因りまたアイよりも大きくしてその

三 内の人々凡て強きに因てなり エルサレムの王アドニゼデク是においてヘブロン^三の王ホハム、ヤルムテの王

四 ピラム、ラキシの王ヤピアおよびエグロンの王デビルに人を遣はして云ふ 我の處に上りきたりて我を助けよ

五 我らギベオンを攻撃ん其はヨシユアおよびイスラエルの子孫と好を結びたればなりと 而してこのアモリ人の

王五人すなはちエルサレムの王ヘブロン^三の王ヤルムテの王ラキシの王およびエグロンの王あひ集まりその諸軍勢

を率て上りきたりギベオンに對ひて陣を取り之を攻て戦ふ

六 ギベオンの人々ギルガルの陣營に人を遣はしヨシユアに言しめけるは僕等を助くることを緩うする勿れ

七 迅速に我らの所に上り來りて我らを救ひ助けよ山地に住をるアモリ人の王みな相集りて我らを攻るなりと

イ出二三・三二 申七 八創一六・六 へ代上九・二 爾八・ 七番八・二二、二六、 又出一五・一四—一六 七番九・二
二・一、二 二申一二・五 二二〇 二八 申一一・二五 七番五・一〇、九・六
口出一五・一四 ホ番九・二二、二三 七番六・二一 七番九・一五 七番二〇・二、九・一五

二〇 かれらを汝らの手に付したまへるぞかしと ヨシユアおよびイスラエルの子孫おびたゞしく彼らを撃殺して

二 遂に殺し盡しその撃もらされて遺れる者等城々に逃いるにおよびて 民みな安然にマツケダの陣營にかへりて

ヨシユアの許にいたりけるがイスラエルの子孫にむかひて舌を鳴すもの一人もなかりき

三三 時にヨシユア言ふ洞穴の口を開きて洞穴よりかの五人の王を我前に曳いだせと やがて然なしてかの五

人の王すなはちエルサレムの王ヘブロンの王ヤルムテの王ラキシの王およびエグロンの王を洞穴より彼の前に曳

二四 いだせり かの王等をヨシユアの前に曳いだし、時ヨシユア、イスラエルの一切の人々を呼よせ己とともに往

二五 軍人の長等に言けるは汝ら近よりて此王等の頸に足をかけよと乃はち近よりてその王等の頸に足をかけよれば

ヨシユアこれに言ふ汝ら懼るゝ勿れ慄く勿れ心を強くしかつ勇めよ汝らが攻て戦ふ諸の敵にはエホバすべ

二六 て斯のごとく爲たまふべしと かくて後ヨシユア彼らを撃て死しめ五個の木にかけて晩暮まで木の上にこれを

二七 曝しおきしが 日の没る時におよびてヨシユア命を下しければ之を木より取おろしその隠れたりし洞穴に投い

二八 れて洞穴の口に大石を置き是は今日が日までも存す

ヨシユアかの日マツケダを取り刃をもて之とその王とを撃ち之とその中なる一切の人をことごとく滅して

一人をも遺さずエリコの王になしたることくにマツケダの王にも爲しぬ

二九 かくてヨシユア一切のイスラエル人を率ゐてマツケダよりリブナに進みてリブナを攻て戦ひけるに

ホバまた之とその王をもイスラエルの手に付したまひしかば刃をもて之とその中なる一切の人を撃ほろぼし一人

をもその中に遺さずエリコの王に爲たるごとくにその王にも爲ぬ

イ出二一・七 八、九 聖二六・五、 一・九 へ申二一・二三 書八、
口詩一〇七・四〇、一 六、馬四・三 二申三・二一、七・一九 二九
一〇・五、一四九、八申三二・六、八 書 ホ書八・二九 卜書六・二一
チ書一四・二三、一五、 一三 士一・一〇 又申二〇・一六、一七
リ書一五・一五 士一、
ル創一〇・一九
ヲ書一〇・一六
ワ書一〇・一四

ヨシユアまた一切のイスラエル人を率ゐてリブナよりラキシに進み之にむかひて陣をとり之を攻めて戦ひけるに エホバ、ラキシをイスラエルの手に付したまひければ第二日にこれを取り刃をもて之との中なる

一切の人々を撃ちほろぼせり凡てリブナに爲たるがごとし

時にゲゼルの王ホラム、ラキシを援けんとて上りきたりければヨシユアかれとその民とを撃ころして終に一人をも遺さざりき

斯てヨシユア一切のイスラエル人を率ゐてラキシよりエグロンに進み之に對ひて陣を取りこれを攻て戦ひ

その日にこれを取り刃をもて之を撃その中なる一切の人をことごとくその日に滅ぼせり凡てラキシに爲たる

が如し

ヨシユアまた一切のイスラエル人をひきゐてエグロンよりヘブロンに進みのほり之を攻て戦ひ やがて

これを取り之とその王およびその一切の邑々とその中なる一切の人を刃にかけて撃ころして一人をも遺さざりき

凡てエグロンに爲たるが如し即ち之とその中なる一切の人をことごとく滅ぼせり

かくてヨシユア一切のイスラエル人を率ゐ歸りてデビルに至り之を攻て戦ひ 之とその王およびその

一切の邑を取り刃をもて之を撃てその中なる一切の人をことごとく滅ぼし一人をも遺さざりき其デビルと其王に

爲たる所はヘブロンに爲たるが如く又リブナとその王に爲たるがごとくなりき

ヨシユアかく此全地すなはち山地 南の地 平地および山腹の地ならびに其すべての王等を撃ほろぼして人

一箇をも遺さず凡て氣息する者は盡くこれを滅ぼせりイスラエルの神エホバの命じたまひしごとし

ア、カデシバルネアよりガザまでの國々およびゴセンの全地を撃ほろぼしてギベオンにまで及ぼせり

ヨシユア記 一〇・三一—四二 四一三 イスラ

エルの神エホバ、イスラエルのために戦ひたまひしに因てヨシユアこれらの諸王およびその地を一時に取り
かくてヨシユア一切のイスラエル人を率ゐてギルガルの陣營にかへりぬ

第一章

ハヅルの王ヤビン之を聞およびマドンの王ヨバブ、シムロン王アクサフの王 および北の地
山地 キンネロテの南のアラバ 平地 西の方なるドルの高處などに居る王等 すなはち東西の力

ナン人アモリ人ヘテ人ペリジ人山地のエブス人ミツバの地なるヘルモン麓のヒビ人などに人を遣はせり

爰に彼らその諸軍勢を率ゐて出きたれり其民の衆多ことは濱の砂の多きがごとくにして馬と車もまた甚だ

多かりき これらの王たち皆あひ會して進みきたり共にメロムの水の邊に陣をとりてイスラエルと戦はんと

す

時にエホバ、ヨシユアに言たまひけるは彼らの故によりて懼るゝ勿れ明日の今頃われ彼らをイスラエルの

前に付して盡く殺さしめん汝かれらの馬の足の筋を截り火をもて彼らの車を焚べしと ヨシユアすなはち一切

の軍人を率ゐて俄然にメロムの水の邊に押寄て之を襲ひけるに エホバこれをイスラエルの手に付したまひし

かば則ち之を撃やぶりて大シドンおよびミスレポテマイムまで之を追ゆき東の方にては又ミツバの谷までこれを

追ゆき遂に一人をも遺さず撃とれり ヨシユアすなはちエホバの己に命じたまひしことにしたがひて彼らの馬

の足の筋を截り火をもてその車を焚り

その時ヨシユア歸りきたりてハヅルを取り刃をもてその王を撃り在昔ハヅルは是らの諸國の盟主たりき

即ち刃をもてその中なる一切の人を撃てことごとく之を滅ぼし氣息する者は一人だに遺さざりき又火をもて

イ書一九・二五 二七王上四・一一 八士三・三三 〇二二 士七・二二 又母後八・四
口民三四・一一 二創三一・四九 ト書一〇・三三 母前二三・五 ル書一三・六
ハ書一七・一一 士一 水書一三・一一 二創二二・一七、三二 二書一〇・八 一書一六
ワ民三三・五二 申七・ 二、二〇、一六、二七 カ出三四・一一、一二

ヨ申七・二
夕書一・七
レ書一・二・八
ツ書一〇・四一
ツ書一二・七
ネ申七・二四 卷一二・
ナ卷九・三・七
ラ申二・三〇 士一四・
四 卷前二・二五
王上二二・一五
九二八
ム申二〇・一六、一七
一三、一四
ウ民一三・二二、三三
申一・二八 卷一五・
ノ書一五・四六
オ民三四・二
ク民二六・五三
一四・一九
ヤ書一四・一五、二二
・四四、二二、四、
二二、一

三 ハゾルを焚り 二二 ヨシユアこれらの王の一切の邑々およびその諸王を取り刃をもてこれを撃て盡く滅ぼせり、エ

三 ホバの僕モーセの命じたるがごとし 二三 但しその岡の上にたちたる邑々はイスラエルこれを焚す唯ハゾルのみを

二四 ヨシユア焚り 一四 是らの邑の諸の貨財及び家畜はイスラエルの人々奪ひて自ら之を取り人はみな刃をもて撃て滅

二五 ぼし盡し氣息する者は一人だに遺さざりき 一五 エホバその僕モーセに命じたまひし所をモーセまたヨシユアに命

じ置たりしがヨシユアその如くに行へり凡てエホバのモーセに命じたまひし所はヨシユア一だに爲で置し事なし

二六 ヨシユア斯その全地すなはち山地 南の全地 平地 アラバ、イスラエルの山地およびその平地

二七 を取り 一七 セイルに上りゆくハラク山よりヘルモン山の麓なるレバノン谷のバアルガデまでを獲その王等をこと

二八 ごとく執へて之を撃て死しめたり 一八 ヨシユア此すべての王等と戦争をなすこと日ひさし 一九 ギベオンの民ヒビ

二九 人を除くの外はイスラエルの子孫と好をなし、邑なかりき皆戦争をなしてこれを攻とりしなり 二〇 そもそも彼ら

三〇 が心を剛愎にしてイスラエルに攻よせしはエホバの然らしめたまひし者なり彼らは誑はれし者となり隣憫を乞ふ

ことをせず滅ぼされんがためなり是全くエホバのモーセに命じたまひしが如し

三二 その時ヨシユアまた往て山地 ヘブロン、デビル、アナブ、ユダの一切の山地イスラエルの一切の山地などよ

三三 りしてアナク人を絶ち而してヨシユア彼らの邑々をも與に滅ぼせり 三三 然からにイスラエルの子孫の地の内には

三三 アナク人一人も遺りをらず只ガザ、ガテ、アシドドに少く遺りをる而已 三三 ヨシユアかく此地を盡く取り全く

エホバのモーセに告たまひし如し而してヨシユア、イスラエルの支派の區別にしたがひ之を與へて産業となさし

めたり遂に此地に戦争やみぬ

第一二章

一 諸ヨルダンの彼旁日の出る方に於てアルノンの谷よりヘルモン山および東アラバの全土までの間にてイスラエルの子孫が撃ほろぼして地を取たりし其國の王等は左のごとし 先アモリ人の王シ

二 ホン彼はヘシボンに住をれり其治めたる地はアルノンの谷の端なるアロエルより谷の中の邑およびギレアデの半

三 を括てアンモンの子孫の境界なるヤボク河にいたり アラバをキンネレテの海の東まで括またアラバの海すな

四 はち鹽海の東におよびてベテエシモテの路にいたり南の方ピスガの山腹にまで達す 次にレバイムの殘餘なり

五 シバシヤンの王オグの國境を言んに彼はアシタロテとエデレイに住をり ヘルモン山サレカおよびバシヤンの

六 全土よりしてゲシユリ人マアカ人およびギレアデの半を治めてヘシボンの王シホンと境を接ふ エホバの僕

七 モーセ、イスラエルの子孫とともに彼らを撃ほろぼせり而してエホバの僕モーセ之が地をルベン人ガド人および

八 マナセの支派の半に與へて産業となさしむ

九 またヨルダンの此旁西の方においてレバノンの谷のバアルガデよりセイル山の上途なるハラク山までの間

一〇 にてヨシユアとイスラエルの子孫が撃ほろぼしたりし其國の王等は左のごとしヨシユア、イスラエルの支派の

一〇 區別にしたがひその地をあたへて産業となさしむ 是は山地平地アラバ山腹荒野南の地などにしてヘテ人ア

モリ人カナン人ペリジ人ヒビ人エブス人等が有ちたりし者なり エリコの王一人ペテルの邊なるアイの王一人

エルサレムの王一人ヘブロン王一人 ヤルムテの王一人ラキシの王一人 エグロンの王一人ゲゼルの

王一人 デビルの王一人ゲデルの王一人 ホルマの王一人アラデの王一人 リプナの王一人アドラムの王

- イ民二一・二四 ホ香一三・二〇
- 口申三・八、九 へ申三・一七、四、四九
- ハ民二一・二四申二、 一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇
- ニ申三・一七 四、一〇
- ワ民二一・二四、三三
- カ民三三・二九、三三
- レ香一・一、二三
- ナ香八・二、九
- ラ香一〇・三、三
- ム香一〇・三、三
- ウ香一〇・三、八
- 井香一〇・二、九
- ノ香一〇・二、八
- オ香八・一、七
- ト香一・一、一〇
- ク王上四・一〇
- マ香一・一、一〇
- ヤ香一・一、一〇
- エ香一四・一〇、二三
- フ香一・一、二
- コ創一四・一、二
- ケ香一・一、二
- セ香一四・一〇、二三
- テ申三・一、三
- カ民三三・二九、三三
- レ香一・一、二三
- ナ香八・二、九
- ラ香一〇・三、三
- ム香一〇・三、三
- ウ香一〇・三、八
- 井香一〇・二、九
- ノ香一〇・二、八
- オ香八・一、七
- ト香一・一、一〇
- ク王上四・一〇
- マ香一・一、一〇
- ヤ香一・一、一〇
- エ香一四・一〇、二三
- フ香一・一、二
- コ創一四・一、二
- ケ香一・一、二
- セ香一四・一〇、二三
- テ申三・一、三

ア士三・一 三三・一三・七、メ士三・三 母前六・シ上二・三四
 サ耳三・四 三八 四、一六 番二・五 エ番一九・三〇
 キ番一三・一三 母後 ユ耶二・一八 ミ申二・二三 ヒ番一二・七
 モ王上五・一八 詩 ス番三三・一三 士二・一 口民三二・三三 申三・一
 八三・七 結二七・九 二二・二三 一、二、一三番二二・一
 二番一四・一二 四 二民二一・二四、二五

一六 マツケダの王一人ベテルの王一人 タツプアの王一人ヘベルの王一人 アペクの王一人ラシヤロン
 一七 一人
 一八 マドンの王一人ハヅルの王一人 シムロンメロンの王一人アクサフの王一人 タアナクの王一人
 一九 一人
 二〇 ケデシの王一人カルメル（ケマ）のヨクネアムの王一人 ドルの高處なるドルの王一人ギルガ
 二一 一人
 二二 一人
 二三 一人
 二四 テルザの王一人合せて三十一王

第一三章

一 ヨシユアすでに年邁みて老たりしがエホバかれに言たまひけらく汝は年邁みて老たるが尙取るべ
 二 き地の残れる者甚だおほし 二 その尙のこれる地は是なりペリシテ人の全州ゲシユル人の全土
 三 エジプトの前なるシホルより北の方カナン人に屬すると人のいふエクロンの境界までの部 ペリシテ人の五人
 四 の主の地すなはちガザ人アシドド人アシケロン人ガテ人エクロン人の地 南のアビ人カナン人の全地 シドン人
 五 に屬するメアラおよびアモリ人の境界なるアペクまでの部 五 またヘルモン山の麓なるバアルガデよりハマテの
 六 入口までに亘るゲバル人の地およびレバノンの東の全土 六 レバノンよりミスレポテマイムまでの山地の一切の
 七 民すなはちシドン人の全土 我かれらをイスラエルの子孫の前より逐はらふべし 汝は我が命じたりしごとくその
 八 地をイスラエルに分ち與へて産業となさしめよ 七 即ちその地を九の支派とマナセの支派の半とに分ちて産業と
 九 なさしむべし

八 マナセとともにルベン人およびガド人はヨルダンの彼旁東の方にてその産業をモーセより賜はり獲たりエ
 九 ホバの僕モーセの彼らに與へし者は即ち是のごとし 九 アルノンの谷の端にあるアロエルより此方の地谷の中に
 一〇 ある邑デボンまでに亘るメデバの一切の平地 一〇 ヘシボンにて世を治めしアモリ人の王シホンの一切の邑々より

二 してアンモンの子孫の境界までの地 二 ギレアデ、ゲシユル人及びマアカ人の境界に沿る地 ヘルモン山の全土

三 サルカまでバシヤン一圓 二二 アシタロテおよびエデレイにて世を治めしバシヤンの王オグの全國 オグはレバイム

三 餘民の遺れる者なりモーセこれらを撃て逐はらへり 二三 但しゲシユル人およびマアカ人はイスラエルの子孫

四 これを逐はらはざりきゲシユル人とマアカ人は今日までイスラエルの中に住をる 二四 唯レビの支派にはヨシユア

何の産業をも興へざりき是イスラエルの神エホバの火祭これが産業たればなり其かれに言たまひしが如し 二五

二五 モーセ、ルベンの子孫の支派にその宗族にしたがひて與ふる所ありしが 二六 その境界の内はアルノンの谷

二七 の端なるアロエルよりこなたの地 二七 谷の中なる邑 二七 メデバの邊の一切の平地 二七 ヘシボンおよびその平地の一切の

二八 邑々 二八 デボン、バモテバアル、ベテバアルメオン 二八 ヤハツ、ケデモテ、メバアテ 二九 キリアタイム、シブマ、谷中の山

二九 のゼレテシヤハル 二九 ベテベオル、ビスガの山腹 二九 ベテエシモテ 二九 平地の一切の邑々 二九 ヘシボンにて世を治めし

三〇 アモリ人の王シホンの全國 三〇 モーセ、シホンをミデアンの貴族エビ、レケム、ツル、ホルおよびレバとあはせて

三一 撃ころせり是みなシホンの大臣にしてその地に住をりし者なり 三一 イスラエルの子孫またベオルの子ト筮師バラ

三二 ムをも刃にかけてその外に殺せし者等とともに殺せり 三二 ルベンの子孫はヨルダンおよびその河岸をもて己の

境界とせり 三三 ルベンの子孫がその宗族に循がひて獲たる産業は是のごとくにして邑も村もこれに准らふ 三三

三三 モーセまたガドの子孫たるガドの支派にもその宗族にしたがひて與ふる所ありしが 三四 その境界の内は

ヤゼル、ギレアデの一切の邑々 三四 アンモンの子孫の地の半 三四 ラバの前なるアロエルまでの地 三四 ヘシボンよりラマ

イ書一・二・五 一 口申三・一・一書二・二 二 二四書一四・三・四 三 一三・九 四 又民三二・三八 五 又民三二・三三 六 又民三二・三三 七 又民三二・三三 八 又民三二・三三 九 又民三二・三三 一〇 又民三二・三三 一一 又民三二・三三 一二 又民三二・三三 一三 又民三二・三三 一四 又民三二・三三 一五 又民三二・三三 一六 又民三二・三三 一七 又民三二・三三 一八 又民三二・三三 一九 又民三二・三三 二〇 又民三二・三三 二一 又民三二・三三 二二 又民三二・三三 二三 又民三二・三三 二四 又民三二・三三 二五 又民三二・三三 二六 又民三二・三三 二七 又民三二・三三 二八 又民三二・三三 二九 又民三二・三三 三〇 又民三二・三三 三一 又民三二・三三 三二 又民三二・三三 三三 又民三二・三三 三四 又民三二・三三 三五 又民三二・三三 三六 又民三二・三三 三七 又民三二・三三 三八 又民三二・三三 三九 又民三二・三三 四〇 又民三二・三三 四一 又民三二・三三 四二 又民三二・三三 四三 又民三二・三三 四四 又民三二・三三 四五 又民三二・三三 四六 又民三二・三三 四七 又民三二・三三 四八 又民三二・三三 四九 又民三二・三三 五〇 又民三二・三三 五一 又民三二・三三 五二 又民三二・三三 五三 又民三二・三三 五四 又民三二・三三 五五 又民三二・三三 五六 又民三二・三三 五七 又民三二・三三 五八 又民三二・三三 五九 又民三二・三三 六〇 又民三二・三三 六一 又民三二・三三 六二 又民三二・三三 六三 又民三二・三三 六四 又民三二・三三 六五 又民三二・三三 六六 又民三二・三三 六七 又民三二・三三 六八 又民三二・三三 六九 又民三二・三三 七〇 又民三二・三三 七一 又民三二・三三 七二 又民三二・三三 七三 又民三二・三三 七四 又民三二・三三 七五 又民三二・三三 七六 又民三二・三三 七七 又民三二・三三 七八 又民三二・三三 七九 又民三二・三三 八〇 又民三二・三三 八一 又民三二・三三 八二 又民三二・三三 八三 又民三二・三三 八四 又民三二・三三 八五 又民三二・三三 八六 又民三二・三三 八七 又民三二・三三 八八 又民三二・三三 八九 又民三二・三三 九〇 又民三二・三三 九一 又民三二・三三 九二 又民三二・三三 九三 又民三二・三三 九四 又民三二・三三 九五 又民三二・三三 九六 又民三二・三三 九七 又民三二・三三 九八 又民三二・三三 九九 又民三二・三三 一〇〇 又民三二・三三

ラ民三三・三六
ム創三三・一七
七・四六
王上
井民三三・四一
二・二三
ウ民三四・一一
代上
オ民三三・三九、四〇
ク番一三・一四、一八
ノ番二二・四
ヤ民一八・二〇
一〇・九、一八・一、ケ民二六・五五、三三
・七
申
マ民三四・一七、一八
ケ民二六・五五、三三
三三
五四、三四・一三
コ創四八・五代上五
一、二

ニ七 テミヅバまでの地およびベトニム、マハナイムよりデビルの境界までの地 谷においてはベテハラム、ベテ
ニムラ、スコテ、ザボンなどへシボンの王シホンの國の残れる部分 ヨルダンおよびその河岸よりしてヨルダン
ニ八 の東の方キンネレテの海の岸までの地 ガドの子孫がその宗族にしたがひて獲たる産業は是のごとくにして邑
も村も之に准らふ

ニ九 モーセまたマナセの支派の半にも與ふる所ありき是すなはちマナセの支派の半にその宗族にしたがひて
三〇 與へしなり その境界の内はマハナイムより此方の地 バシヤンの全土 バシヤンの王オグの全國 バシヤン
三二 にあるヤイルの一切の邑すなはち其六十の邑 ギレアデの半 バシヤンにおけるオグの國の邑々 アシタロテ
およびエデレイ 是等はマナセの子マキルの子孫に歸せり即ちマキルの子孫の半その宗族にしたがひて之を獲た
り

三三 ヨルダンの東の方に於てエリコに對ひをるモアブの野にてモーセが分ち與へし産業は是のごとし 但し
レビの支派にはモーセ何の産業をも與へざりきイスラエルの神エホバこれが産業たればなり其かれらに言たまひ
し如し

第一四章

一 イスラエルの子孫がカナンの地にて取しその産業の地は左のごとし即ち祭司エレアザル、ヌンの
子ヨシユアおよびイスラエルの子孫の支派の族長等これを彼らに分ち エホバがモーセによりて
命じたまひしごとく産業の籤によりて之を九の支派および半の支派に與ふ 其はヨルダンの彼旁にてモーセ
已にかの二の支派と半の支派とに産業を與へたればなり但しレビ人には之が中に産業を與へざりき 是はヨセ

ナ書一・一・二三
 上民三四・三
 下民三三・三六
 ウ民三四・四
 井民三四・五
 ノ書一八・一九
 オ書一八・一七
 ク書七・二六
 ヤ母後一七・一七
 王
 上・一九
 マ書一八・一六
 王下
 二・三・六
 ケ書一八・二八
 士一
 フ書一八・一六
 コ書一八・一五
 エ代上一三・六
 テ士一八・二二
 ア創三八・一三
 士
 サ書一九・四三
 キ書一五・四七
 三四・六七

一五
 一五
 へブロン(ヘ)の名は元はキリアテアルバと曰ふアルバはアナキ人の中の最も大なる人なりき茲にいたりてその地に戦争やみぬ

第一五章

一 ユダの子孫の支派がその宗族にしたがひて籤にて獲たる地はエドムの境界に達し南の方デンの荒野にわたりて南の極端に及ぶ
 二 その南の境界は鹽海の極端なる南に向へる入海より起り

三 クラビムの坂の南にわたりてデンに進みカデシバルネアの南より上りてへブロンに沿て進みアダルに上りゆきて

四 カルカに環り アズモンに進みてエジプトの河にまで達しその境界海にいたりて盡く汝らの南の境界は是の如

五 くなるべし その東の境界は鹽海にしてヨルダンの河口に達す北の方の境界はヨルダンの河口なる入海より起

六 上りてベテホグラにいたりベテアラバの北をすぎ上りてルベン人ボハンの石に達し またアコルの谷より

七 デビルに上りて北におもむき河の南にあるアドミムの坂に對するギルガルに向ひすみてエンシメシの水に達し

八 エンロゲルにいたりて盡く 又その境界はベニヒンノムの谷に沿てエブス人の地すなはちエルサレムの南の脇

九 に上りゆきヒンノムの谷の西面に横はる山の巔に上る是はレバイムの谷の北の極處にあり 而してその境界

一〇 この山の巔より延てネフトアの水の泉源にいたりエフロン山の邑々にわたりその境界延てバアラにいたる是すな

はちキリアテヤリムなり その境界バアラより西の方セイル山に環りヤリム山(すなはちケサロン)の北の脇

をへてベテシメシに下りテムナに沿て進み エクロンの北の脇にわたり延てシツケロンに至りバアラ山に進み

三 ヤブネルに達し海にいたりて盡く また西の境界は大海にいたりその濱をもて限とすユダの子孫がその宗族に

したがひて獲たる地の四方の境界は是のごとし

ヨシユアそのエホバに命ぜられしごとくエフンネの子カレブにユダの子孫の中にてキリアテアルバすなはちへブロンを興へてその分となさしむアルバはアナクの父なり カレブかしこよりアナクの子三人を逐はらへり是すなはちアナクより出たるセシヤイ、アヒマンおよびタルマイなり 而して彼かしこよりデビルの民の所に攻上れりデビルの名は元はキリアテセベルといふ カレブ言けらくキリアテセベルを撃てこれを取る者には我女子アクサを妻に與へんと ケナズの子にしてカレブの弟なるオテニエルといふ者これを取ればカレブその女子アクサを之が妻に與へたり アクサ適く時田野をその父に求むべきことをオテニエルに勧め遂にみづから驢馬より下れりカレブこれに何を望むやと言ければ 答へて言ふ我に粧奩を興へよ汝われを南の地に遣なれば水泉をも我に與へよと乃ち上の泉と下の泉とをこれに與ふ

ユダの子孫の支派がその宗族にしたがひて獲たる産業は是のごとし
 ユダの子孫の支派が南においてエドムの境界の方に有るその遠き邑々は左のごとしカブジエル、エデル、ヤグル キナ、デモナ、アダダ ケデシ、ハゾル、イテナン ジフ、テレム、ベアロテ ハゾルハダツタ、ケリオテヘヅロンすなはちハゾル アمام、シマ、モラダ ハザルガダ、ヘシモン、ベテバレテ ハザルシユアル、ベエルシバ、ビジヨテヤ バアラ、イキム、エゼム エルトラデ、ケシル、ホルマ チクラグ、マデマンナ、サンサンナ レバオテ、シルヒム、アイン、リンモン、その邑あはせて二十九ならびに之に屬る村々なり

平野にてはエシタオル、ゾラ、アシナ ザノア、エンガンニム、タツプア、エナム ヤルムテ、アド

イ書一四・一三 二民一三・二二 八士一・二二 三九 二五・二三 一五 二六
 口書一四・一五 ホ書一〇・三八 八士一・二二 一四・六 又創二四・六四 母前 七母前二七・六 一四・七
 ハ士一・二〇・二〇 一四・六 又創二四・六四 母前 七母前二七・六 一四・七 一四・七
 一四・七 一四・七 一四・七 一四・七 一四・七 一四・七 一四・七 一四・七 一四・七 一四・七

三六 ラム、シヨコ、アゼカ 三六 シヤアライム、アデタイム、ゲデラ、ゲデロタイム合せて十四邑ならびに之に屬る村々なり

三七 ゼナン、ハダシヤ、ミグダルガデ 三八 デラン、ミヅバ、ヨクテル 三九 ラキシ、ボヅカテ、エグロン 四〇 カ

四一 ボン、ラマム、キテリシ 四二 ゲデロテ、ベテダゴン、ナアマ、マツケダ合せて十六邑ならびに之に屬る村々なり

四三 またリブナ、エテル、アシヤン 四四 イフタ、アシナ、ネジブ 四五 ケイラ、アクジブ、マレシヤ合せて九邑ならびに之に屬ける村々なり

四六 エクロンならびにその郷里および村々なり 四七 エクロンより海まで凡てアシドドの邊にある處々ならびに

之につける村々なり 四八 アシドドならびにその郷里および村々 四九 ガザならびにその郷里および村々 五〇 エジプトの河および大海の濱に

いたるまでの處々なり 五一 山地にてはシヤミル、ヤツテル、シヨコ 五二 ダンナ、キリアテサンナすなはちデビル 五三 アナブ、エシテ

五四 モ、アニム 五五 ゴセン、ホロン、ギロ、合せて十一邑ならびに之に屬る村々なり 五六 ホムタ、キリアテアルバスなはちヘプロ

五七 アラブ、ドマ、エシヤン、ヤニム、ベテタツプア、アベカ 五八 マオオン、カルメル、ジフ、ユダ 五九 エズレル、ヨグテアム、ザノア 六〇 カイン、ギベア、テムナあはせて

十邑ならびに之に屬る村々なり 六一 ハルホル、ベテズル、ゲドル 六二 マアラテ、ベテアノテ、エルテコンあはせて六邑ならびに之に屬る村々

ヨシユア記 六一 一五・三六——五九 六二 四二三

なり

六〇 キリアテバアルすなはちキリアテヤリムおよびラバあはせて二邑ならびに之につける村々なり

六一 荒野にてはベテアラバ、ミデン、セカカ
六二 ニブシヤン 鹽邑 エンゲデ、あはせて六邑ならびに之につける村々なり

六三 エルサレムの民エブス人はユダの子孫これを逐はらふことを得ざりき是をもてエブス人は今日までユダの子孫とともにエルサレムに住ぬ

ヨセフの子孫が籤によりて獲たる地の境界はエリコの邊なるヨルダンすなはちエリコの東の水の邊より起りてエリコにかゝり更に上りて山地を過ぎベテルにいたりて荒野に沿ひ行き

ベテルより

第一六章

一 エルサレムの民エブス人はユダの子孫これを逐はらふことを得ざりき是をもてエブス人は今日までユダの子孫とともにエルサレムに住ぬ

二 ヨセフの子孫が籤によりて獲たる地の境界はエリコの邊なるヨルダンすなはちエリコの東の水の邊より起りてエリコにかゝり更に上りて山地を過ぎベテルにいたりて荒野に沿ひ行き

三 りルズにおもむきアルキ人の境界なるアタロテに進み また西の方ヤフレテ人の境界に下り下ベテホロンの境界に及びゲゼルにまで達し海にいたりて盡く

四 エフライムの子孫がその宗族にしたがひて獲たる地の境界は是のごとしその産業の境界東はアタロテアダ

五 ルにて上はベテホロンに達し ミクメタの北より西におもむき東にをれてタアナテシロにいたり之に沿てヤノ

六 アの東を過ぎ ヤノアより下りてアタロテおよびナアラにいたりエリコに達しヨルダンにいたりて盡き

七 ツプアよりして西に進みカナの河にまで達し海にいたりて盡くエフライムの子孫の支派がその宗族にしたがひて

八 獲たる産業は是のごとし この外にマナセの子孫の産業の中にてエフライムの子孫に別ち與へし邑々ありエフ

九 ライムの一切の邑およびその村々を得たり 但しゲゼルに住るカナン人をば逐はらはざりき是をもてカナン人

イ書一八・一四 母後 二書一八・二三 士一・五
ホ書一八・二三 代下 九・一五
ト書一七・一四
ル代上七・二八
ワ書一七・九
カ士一・二九 王上九
一六

ヨ創四一・五一、四六 二六・二九、三三・レ申三・一五 二六・三〇
 ・二〇、四八・一八 三九、四〇代上七・ソ民二六・二九一三二 ネ民二六・三二
 夕創五〇・二三 民 一四 ツ代上七・一八 民 ナ民二六・三二
 ラ民二六・三三、二七 ウ民二七・六、七
 ・一、三六・二 井番一六・六
 ム番一四・一 ノ番一六・八
 オ番一六・八
 ク番一六・九
 ヤ代上七・二九
 マ母前三一・一〇 五
 上四・二二

は今日までエフライムの中に住み僕となりて之に使役せらる

第十七章

- 一 マナセの支派が籤によりて獲たる地は左のごとしマナセはヨセフの長子なりきマナセの長子にしてギレアデの父なるマキルは軍人なるが故にギレアデとバシヤンを獲たり 此餘のマナセの子等即ちアビエゼルの子孫ヘレクの子孫アスリエルの子孫シケムの子孫ヘベルの子孫セミダの子孫などもその宗族にしたがひて獲る所ありき是等はヨセフの子マナセが男の子にしてその宗族に循ひて言るなり マナセの子マキルその子ギレアデその子ヘベルその子なるゼロベハデといふ者は女の子のみありて男の子あらざりきその女子の名はマヘラ、ノア、ホグラ、ミルカ、テルザといふ 彼等祭司エレアザル、ヌンの子ヨシユアおよび長等の前に進み出て言けらく我らの兄弟の中にて我らにも産業を興へよとエホバ、モーセに命じおきたまへりヨシユアすなはちエホバの命にしたがひて彼らの父の兄弟の中にて彼らにも産業を興ふ マナセはヨルダンの彼旁にてギレアデおよびバシヤンの地の外になほ十部の地を獲たり 是はマナセの女の子等もその男の子等の中にて産業を獲たればなりギレアデの地はマナセのその餘の子等に屬す
- 二 マナセの境界はアセルよりシケムの前なるミクメタテに及び右におもむきてエンタツプアの民に達す
- 三 タツプアの地はマナセに屬す但しマナセの境界にあるタツプアはエフライムの子孫に屬す またその境界カナの河に下りてその河の南に至る是等の邑はマナセの邑々の中にありてエフライムに屬すマナセの境界はその河の北にあり海にいたりて盡く その南の方はエフライムに屬し北の方はマナセに屬し海これらの境界を成すマナセは北はアセルに達し東はイツサカルに達す
- 四 イツサカルおよびアセルの中にてマナセはベテシヤンとその

郷里イブレアムとその郷里ドルの民とその郷里およびエンドルの民とその郷里タアナクの民とその郷里メギ
 ドンの民とその郷里など合せて三の高處を有り 但しマナセの子孫は是らの邑の民を逐はらふことを得ざり
 ければカナン人この地に固く住ひをりしが イスラエルの子孫強くなるに及びてカナン人を使役し之を盡く
 逐ことはせざりき

一四 茲にヨセフの子孫ヨシユアに語りて言けるはエホバ今まで我を祝福たまひて我は大なる民となりけるに汝
 一五 わが産業にとて只一の籤一の分のみを我に與へしは何ぞや ヨシユアかれらに言けるは汝もし大なる民となり
 一六 しならば林に上りゆきて彼處なるベリジ人およびレバイム人の地を自ら斬ひらくべしエフライムの山地は汝には
 一七 狭しと言ばなり ヨセフの子孫言けるは山地は我らには足すかつ又谷の地にをるカナン人はベテシヤンとその
 一八 郷里にをる者もエズレルの谷にをる者も凡て鐵の戰車を有り ヨシユアかさねてヨセフの家すなはちエフ
 一九 ライムとマナセに語りて言ふ汝は大なる民にして大なる力あり然れば只一籤のみを取てをる可らず 山地をも
 二〇 汝の有とすべし是は林なれども汝これを斬ひらきてその極處を獲べしカナン人は鐵の戰車を有をりかつ強く
 二一 あれども汝これを逐はらふことを得ん

第一八章

一 かくてイスラエルの子孫の會衆ことごとくシロに集り集會の幕屋をかしこに立つその地は已に
 二 彼らに歸服ぬ この時なほイスラエルの子孫の中に未だその産業を分ち取ざる支派七のこりぬけ
 三 れば ヨシユア、イスラエルの子孫に言けるは汝らは汝らの先祖の神エホバの汝らに與へたまひし地を取に往
 四 くことを何時まで怠りをるや 汝ら支派ごとに三人づゝを擧よ我これを遣さん彼らは起てその地を歩きめぐり

イ士一・二七、二八 二創四八・一九 民へ創一四・五、一五、四・二二 又書一九・五一、二二、ル士一八・三一 母前 王上二八・九
 口書二六・一〇 二六・三四・三七 二〇 士士一・一九、四・三 二、三二・九 耶七 一・三、二四、四、三、四
 ハ書一六・四 ホ創四八・二二 一書一九・一八 王上 二〇・一 二二

ワ書一五・一 一〇
カ書一六・一、四 タ書一三・三三
ヨ書一四・二、一八 レ書一三・八
ツ書一六・一
ツ書二八・二九 士一 ナ書一五・九
二三

五 その産業にしたがひて之を描き寫して我に歸るべし 彼らその地を分ちて七分となすべし ユダは南にてその

六 境界の内にをり ヨセフの家は北にてその境界の内にをるべし 汝らその地を描き寫して七分となし此にわが

七 許に持きたれ我こゝにて我等の神エホバの前になんぢらの爲に籤を擧ん レビ人は汝らの中に何の分をも有す

エホバの祭司となることをもて其産業とす又ガド、ルベンおよびマナセの支派の半はヨルダンの彼旁東の方にて

八 已にその産業を受たり是エホバの僕モーセの之に與へし者なりと

九 地を歩きめぐり之を描き寫して我に歸りきたれ我シロにて此にエホバの前にて汝らのために籤を擧んと その

一〇 ければ ヨシユア、シロにて彼らのためにエホバの前に籤を擧り而してヨシユア彼所にてイスラエルの子孫の

區分にしたがひて其地を分ち與へたり

一 二 まづベニヤミンの子孫の支派のためにその宗族にしたがひて籤を擧りその籤によりて獲たる地の境界は

三 ユダの子孫とヨセフの子孫の間にわたる 即ちその北の方の境界はヨルダンよりしてエリコの北の脇に上り西

四 の山地を逾てまた上りベテアペンの荒野にいたりて盡く 彼處よりその境界ルズに進みルズの南の脇にいたる

五 ルズはベテルなり而して其境界下ベテホロンの南に横たはる山に沿てアタロテアダルに下り 延て西の方にて

六 南に曲りベテホロンの南面に横はるところの山より進みユダの子孫の邑キリアテバアル即ちキリアテヤリム

七 にいたりて盡くその西の境界は是のごとし またその南の方はキリアテヤリムの極處よりして西におもむきて

八

九

一六 ネフトアの水の源にいたり 一六 レバイムの谷の中の北の方にてベニヒンノムの谷の前に横たはる所の山の極處に
 一七 下り其處よりしてヒンノムの谷に下りてエブス人の南の脇にいたりエンロゲルに下り 一七 北に延てエンシメシに
 一八 おもむきアドミムの阪に對へるゲリロテにおもむきルベン人、ボハンの石まで下り 一八 北の方にてアラバに對す
 一九 る處にわたりてアラバに下り 一九 ベテホグラの北の脇にわたりヨルダンの南の極にて鹽海の北の入海にいたりて
 二〇 盡くその南の境界は是のごとし 二〇 東の方にてはヨルダンその境界となる是すなはちベニヤミンの子孫がその
 宗族にしたがひて獲たる産業の周圍の境界なり

二一 ベニヤミンの子孫の支派がその宗族にしたがひて獲たる邑々はエリコ、ベテホグラ、エメクケジツ 二三
 二二 テアラバ、ゼマライム、ベテル 二三 アビム、バラ、オフラ 二四 ケパルアンモン、オフニ、ケバの十二邑ならびに
 二五 之に屬する村々なり 二五 ギベオン、ラマ、ベエロテ 二六 ミツバ、ケピラ、モザ 二七 レケム、イルピエル、タララ、
 二八 ゼラ、エレフ、エブスすなはちエルサレム、ギベア、キリアテの十四邑ならびに之につける村々是なり 二八
 ヤミンの子孫がその宗族にしたがひて獲たる産業は是のごとし

第十九章

一 次(つぎ)にシメオンのため即ちシメオンの子孫の支派のためにその宗族にしたがひて籤を擧りその産業
 二 はユダの子孫の産業の中にあり 二 その有る産業はベエルシバ即ちシバ、モラダ 三 ハザルシユア
 四 ル、バラ、エゼム 四 エルトラデ、ベトル、ホルマ 五 チクラグ、ベテマルカボテ、ハザルスサ 六 ペテレバオ
 テ、シヤルヘンの十三邑並びに之につける村々 七 およびアイン、リンモン、エテル、アシヤンの四邑ならびに
 八 之につける村々 八 および此邑々の周圍にありてバアラテベエルすなはち南のラマまでに至るところの一切の

イ番一五・九
 ロ番一五・八
 ハ番一五・七

ニ番一五・六
 ホ番一五・六
 ヘ番一五・八

ト番一九・九
 チ代上四・二八

リ番一九・一
 又創四九・一三

ル番二二・二二

九 村々等なりシメオンの子孫の支派がその宗族にしたがひて獲たる産業は是のごとし 九 シメオンの子孫の産業はユダの子孫の分の中より出づ是ユダの子孫の分自分のためには多かりしに因てシメオンの子孫おのれの産業を彼らの産業の中に獲たるなり

二〇 第三にゼブルンの子孫のために其宗族にしたがひて籤を擧り其産業の境界はサリデに及び 二一 また西に上

二二 りてマララに至りダバセテに達しヨクネアムの前なる河に達し 二三 サリデよりして東の方日のいづる方にまがり

二四 てキスロテタボルの境界にいたりタバラに出でヤピアに上り 二五 彼處より東の方ガテへベルにわたりてイツタカ

二六 ジンにいたりネアまで廣がるところのリンモンに至りて盡き 二七 また北にまはりてハンナトンにいたりイフタエ

二八 ルの谷にいたりて盡く 二九 カツタテ、ナハラル、シムロン、イダラ、ベテレヘムなどの十二邑ならびに之につけ

二九 る村々あり 三〇 ゼブルンの子孫がその宗族にしたがひて獲たる産業およびその邑と村とは是のごとし 三一

三四 第四にイツサカルすなはちイツサカルの子孫のためにその宗族にしたがひて籤を擧り 三五 その境界の包括

三六 る處はエズレル、ケスロテ、シユネム 三七 ハパライム、シオン、アナハラテ 三八 ラビテ、キシシ、エベツ

三九 メテ、エンガンニム、エンハダ、ベテパツゼズなどなり 四〇 その境界タボル、シヤハヂマおよびベテシメシに達

四一 しその境界ヨルダンにいたりて盡く其邑あはせて十六また之につける村々あり 四二 イツサカルの子孫の支派が其

四三 宗族にしたがひて獲たる産業および其邑々村々は是の如し 四四 第五にアセルの子孫の支派のために其宗族にしたがひて籤を擧り 四五 其境界の内はヘルカテ、ハリ、ベテ

四六 ン、アクサフ 四七 アランメレク、アマデ、ミシヤルなり其境界西の方カルメルに達しまたシホルリブナテに達し

四八 日の出る方に折てベテダゴンにいたりゼブルンに達し北の方イフタエルの谷のベテエメク及びネイエルに達

二八 左してカブルに出で 二八 エブロン、レホブ、ハンモン、カナにわたりて大シドンにまでいたり 二九 ラマに旋り

三〇 ツロの城に及びまたホサに旋りアクジブの邊にて海にいたりて盡く 三〇 またウンマ、アベクおよびレホブありそ

三一 の邑あはせて二十二また之につける村々あり 三二 アセルの子孫の支派がその宗族にしたがひて獲たる産業および

その邑々村々は是のごとし 三三 第六にナフタリの子孫のためにナフタリの子孫の宗族にしたがひて籤を掣り 三三 その境界はヘレフより即

ちザアナイムの櫛の樹より起りアダミネケブおよびヤブニエルを経てラクムにいたりヨルダンにいたりて盡く 三四

而して其境界西に旋りてアズノテタボルにいたり彼處よりホツコクに出で南はゼブルンに達し西はアセルに 三四

達し日の出る方はヨルダンの邊にてユダに達す 三五 その堅固なる邑々はヂデム、ゼル、ハンマテ、ラツカテ、 三五

キンネレテ 三六 アダマ、ラマ、ハゾル 三六 ケデシ、エデレイ、エンハゾル 三八 イロン、ミグダルエル、ホレム、 三六

ベテアナテ、ベテシメシなど合せて十九邑亦これにつける村々あり 三九 ナフタリの子孫の支派がその宗族にした 三九

がひて獲たる産業およびその邑々村々は是のごとし 四〇 第七にダンの子孫の支派のためにその宗族にしたがひて籤を掣り 四一 その産業の境界の内はゾラ、エシタ 四〇

オル、イルシメシ 四二 シヤラビム、アヤロン、イテラ 四三 エロン、テムナ、エクロン 四四 エルテケ、ギベトン、 四二

バアラテ 四五 エホテ、ベネベラク、ガテリンモン 四六 メヤルコン、ラツコン、ヨツバと相對ふ地などなり 四七 但 四五

シダンの子孫の境界は初よりは廣くなれり其はダンの子孫上りゆきてライシを攻取り刃をもちてこれを撃ほるほ 四七

し之を獲て其處に住たればなり而してその先祖ダンの名にしたがひてライシをダンと名けたり 四八 ダンの子孫の 四七

イ書一・八 士一〇 八 創三八・五 七一 士一・三五 三二 來一・一五 八 徒九・三六 二 申三三・二三 一 士一八・ 一 申三三・二三 一 士一八・ 一 申三三・二三 一 士一八・ 一

イ書一・八 士一〇 八 創三八・五 七一 士一・三五 三二 來一・一五 八 徒九・三六 二 申三三・二三 一 士一八・ 一 申三三・二三 一 士一八・ 一

イ書一・八 士一〇 八 創三八・五 七一 士一・三五 三二 來一・一五 八 徒九・三六 二 申三三・二三 一 士一八・ 一 申三三・二三 一 士一八・ 一

リ書二四・三〇 一四・二 三五・六、一、一四 ヨ民三五・二二 六・七六 ツ路一・三九 九甲四四三 卷二一 二二・三
又代上七・二四 一八・二、一〇 甲一九・二九 夕民三五・二二、二五 ソ書二一・二一 代下 一書一四・一五、二一 三六 代上六七八
ル民三四・一七 書ワ出二一・一三 民カ得四・二、二 レ書二一・三二 代上 一〇・一 一、二、一三 一、二、一三 一、二、一三 王上

支派がその宗族にしたがひて獲たる産業およびその邑々村々は是のごとし

四九 かく境界を畫りて産業の地を與ふることを終ぬ而してイスラエルの子孫おのれの中にてヌンの子ヨシユアに産業を與へたり 五〇 すなはちエホバの命にしたがひて彼にその求むる邑を與ふエフライムの山地なるテムナテ

セラ是なり彼その邑を建なほして其處に住む

五二 祭司エレアザル、ヌンの子ヨシユアおよびイスラエルの子孫の支派の族長等がシロにおいて集會の幕屋の門にてエホバの前に籤をもて分與へし産業は是のごとし斯地を分つことを終たり

第二〇章

茲にエホバ、ヨシユアに告て言たまひけるは 汝イスラエルの子孫に告て言へ汝等モーセによ

りて我が汝らに語りおきし逃遁の邑を擇び定め 誤りて知ず人に殺せる者を其處に逃れしめよ

是は汝らが仇打する者を避て逃るべき處なり 斯る者は是等の邑の一に逃れゆき邑の門の入口に立てその邑の

長老等の耳にその事情を述べし然る時は彼ら之をその邑に受け入れ處を與へて己の中に住しむべし 假令仇打す

る者追ゆくとも彼らその人を殺せる者を之が手に交すべからず其は彼知ずして人を殺せるにて素より之を惡みを

りしに非ればなり 六 その人は會衆の前に立て審判を受けるまで其時の祭司の長の死る迄その邑に住るべし然る

後その人を殺せる者己の邑に歸り往てその家にいたり己が逃いでし邑に住むべし

七 爰にナフタリの山地なるガリラヤのケデシ、エフライムの山地なるシケムおよびユダの山地なるキリアテ

アルバ(すなはちヘブロン)を之がために分ち 八 またヨルダンの彼旁エリコの東の方にてはルベンの支派の中よ

り平地なる荒野のベゼルを擇び定めガドの支派の中よりギレアデのラモテを擇び定めマナセの支派の中よりバシ

九 ヤンのゴランを擇び定めたり 是すなはちイスラエルの一切の子孫および之が中に寄寓をる他國人のために設けたる邑々にして凡て人を誤まり殺せる者を此に逃れしめ其會衆の前に立ざる中に仇打の手に死るがときことなからしめんためなり

第二章

茲にレビの族長等來りて祭司エレアザル、ヌンの子ヨシユアおよびイスラエルの子孫の支派の族長等の許にいたり カナンの地シロにおいて之に語りて言ふエホバかつて我らに住べき邑々を

三 與ふることおよびその郊地を我らの家畜のために與ふる事をモーセによりて命じおきたまへりと イスラエルの子孫すなはちエホバの命にしたがひて自己の産業の中より左の邑々とその郊地とをレビ人に與ふ

四 先コハテ人の宗族のために籤を掣り祭司アロンの子孫たるレビ人籤によりて ユダの支派の中シメオンの支派の中およびベニヤミンの支派の中より十三の邑を獲

五 その餘のコハテの子孫は籤によりてエフライムの支派の宗族の中ダンの支派の中マナセの支派の半の中より十の邑を獲たり

六 またゲルシヨンの子孫は籤によりてイツサカルの支派の宗族の中アセルの支派の中ナフタリの支派の中およびバシヤンにあるマナセの支派の半の中より十三の邑を獲たり

七 またメラリの子孫は其宗族にしたがひてルベンの支派の中ガドの支派の中およびゼブルンの支派の中より十二の邑を獲たり

八 イスラエルの子孫エホバのモーセによりて命じたまひし所にしたがひて此の邑々とその郊地とを籤により

イ書二一・二七 二書一四・一、一七、四 三書二一・八、一九 又書二一・二七
 口民三五・一五 ホ書一八・一 四書二四・三三 五書二一・三四
 ハ書二〇・六 へ民三五・二 六書二一・二〇 七書二一・三
 三九
 カ書二一・四 三書二〇・七 路一
 代上六・五五

ソ書一五・一三、一四 代上六・五七 井代上六・五八 香才代上六・五九 香ヤ書一五・一〇
 ツ書一四・一四 代上ナ書一五・五四、二〇 ム書一五・四八 一五・五一 マ書一八・二五
 六・五六 七 七書一五・五〇 ノ一五・四九 ク書一五・五五 ケ書一八・二四 コ書二一・五 代上六
 七 一七

九 てレビ人に與ふ 即ち先ユダの子孫の支派の中およびシメオンの子孫の支派の中より左に名を擧たる邑々を與

一〇 ふ 是はレビの子孫コハテ人の宗族なるアロンの子孫に歸す其は彼ら第一の籤にあたりたればなり 即ち

ユダの山地なるキリアテアルバ即ちヘブロンおよびその周圍の郊地をこれに與ふ 此アルバはアナクの父なりき

二 二 其の邑の田野およびその村々はこれをエフンネの子カレブに與へて所有となさしむ

三 祭司アロンの子孫に與へし者は即ち人を殺し者の逃るべき邑なるヘブロンとその郊地 リブナとその郊地

四 ヤツテルとその郊地 エシテモアとその郊地 ホロンとその郊地 デビルとその郊地 アインとその郊地

五 ユツタとその郊地 ベテシメシとその郊地 此九の邑は此ふたつの支派の中より分ちしものなり またベニヤ

八 ミンの支派の中よりギベオンとその郊地 ゲバとその郊地 アナトテとその郊地 アルモンとその郊地など四の

九 邑をあたへたり アロンの子孫たる祭司等の邑は合せて十三邑又之につける郊地あり

一〇 この他のコハテの子孫なるレビ人の宗族籤によりてエフライムの支派の中より邑を獲たり 即ち之に與

一 へし者は人を殺せる者の逃るべき邑なるエフライムの山地のシケムとその郊地 およびゲゼルとその郊地 キブ

二 ザイムとその郊地 ベテホロンとその郊地 など四の邑なり 又ダンの支派の中より分ちて與へし者はエルテケ

三 とその郊地 ギベトンとその郊地 アヤロンとその郊地 ガテリンモンとその郊地など四の邑なり 又マナセ

四 の支派の半の中より分ちて與へし者はタアナクとその郊地 ガテリンモンとその郊地など二の邑なり 外のコハ

五 テの子孫の宗族の邑は合せて十また之につける郊地あり

六 ゲルシヨンの子孫たるレビ人の宗族に與へし者はマナセの支派の半の中よりは人を殺せる者の逃るべき邑

ニ八 なるバシヤンのゴランとその郊地およびエシテラとその郊地など二の邑なり 三二八 イツサカルの支派の中よりは

三〇九 キシオンとその郊地ダベラとその郊地 三二九 ヤルムテとその郊地 エンガンニムとその郊地など四の邑なり 三三〇 ア

三三一 セルの支派の中よりはミシヤルとその郊地 アブドンとその郊地 三三二 ヘルカテとその郊地 レホブとその郊地など

三三三 四の邑なり 三三三 ナフタリの支派の中よりは人を殺せる者の逃るべき邑なるガリラヤのケデシとその郊地およびハ

三三三 ンモテドルとその郊地カルタンとその郊地など三の邑なり 三三三 ゲルシヨン人がその宗族にしたがひて獲たる邑は

三三三 合せて十三邑にして又これに屬る郊地あり 三三三 この餘のレビ人なるメラリの子孫の宗族に與へし者はゼブルンの支派の中よりはヨクネアムと其郊地

三三三 カルタとその郊地 三三五 デムナとその郊地 ナハラルとその郊地など四の邑なり 三三六 ルベンの支派の中よりはベゼ

三三七 ルとその郊地 ヤハツとその郊地 三三七 ケデモテとその郊地 メバアテとその郊地など四の邑なり 三三八 ガドの支派

三三九 の中よりは人を殺せる者の逃るべき邑なるギレアデのラモテとその郊地およびマハナイムとその郊地 三三九 ヘシボ

三四〇 ンとその郊地 ヤゼルとその郊地など合せて四の邑 三四〇 是みな外のレビ人なるメラリの子孫がその宗族にしたが

三四〇 ひて獲たる邑々なり其籤によりて獲たる邑は合せて十二 三四〇 イスラエルの子孫の所有の中にレビ人が有る邑々は合せて四十八邑又之につける郊地あり 三四〇 この邑々は

三四〇 各々その周圍に郊地あり此邑々みな然り 三四〇 かくエホバ、イスラエルに與へんとその先祖等に誓ひたまひし地をことごとく與へたまひければ彼ら之を

三四〇 獲て其處に住り 三四〇 エホバ凡てその先祖等に誓ひたまひし如く四方において彼らに安息を賜へり其すべての敵の

三四〇

三四〇

三四〇

イ香二〇・八 七七七 へ民三五・七 二八・四、二三 一申七二二四
ロ香二〇・七 二香二〇・八 ト制一三・一五、一五 一香一・二三、二三 一四
ハ香二一・七 代上六 一香二〇・八 一八、二六、三、四

又卷二三・一四 申三 二九・八 卷一三・八 ヨ申一〇・一二 三〇・二四 二四・五〇 二六・二九
ヲ卷一・二六・一七 力申六・六・一七・一一 夕朝四七・七 出三九 二四・五〇 二六・二九
ル民三三・二〇 申三 二九・八 卷一三・八 ヨ申一〇・一二 三〇・二四 二四・五〇 二六・二九
母後六・一八 卷一三・八 ヨ申一〇・一二 三〇・二四 二四・五〇 二六・二九
母前 三〇・二四 二四・五〇 二六・二九

中うちに一人ひとりも之これに當あたることを得うる者ものなかりきエホバかれらの敵てきをことごとくその手てに付つしたまへり 四五 エホバが
イスラエルの家いんに語かたりたまひし善事よきことは一ひとだに缺かずして悉ことごとくくみな來きたりぬ

第二章

茲こゝにヨシユア、ルベン人ひとガド人ひとおよびマナセの支派わかれの半なかはを召めして 二 これに言いけるは汝なんぢらはエホバ
の僕しもべモーセが汝なんぢらに命めいぜし所ところをことごとく守まもり又またわが汝なんぢらに命めいぜし一切すべての事ことにおいて我言わがことばに聽きした
がへり 三 汝なんぢらは今日こんにちまで日ひひさしく汝なんぢらの兄弟きやうだいを離はなれずして汝なんぢらの神かみエホバの命めい令れいの言ことばを守まもり來きたり 四 今いまは

已すでに汝なんぢらの神かみエホバなんぢらの兄弟きやうだいに向まに宣のたまひし如ごとく安息あんそくを賜たまふに至いたり然されば汝なんぢら身みを轉からしエホバの僕しもべモー
セが汝なんぢらに與あたへしヨルダンの彼方かたなる汝等なんぢらの産業さんげふの地ちに歸かへりて自己おのれの天幕てんまくにゆけ 五 只ただエホバの僕しもべモーセが汝なんぢら

に命めいじおきし誠命いましめと律法おきてとを善よく謹つしみて行おこなひ汝なんぢらの神かみエホバを愛あいしその一切すべての途みちに歩あゆみその命めい令れいを守まもりて之これに
附つしたがひ心こころを盡つくし精神せいしんを盡つくして之これに事つかふべしと 六 かくてヨシユア彼らかれらを祝しして去さらしめければ彼らかれらはその天幕てんまく
に往ゆり

七 マナセの支派わかれの半なかはにはモーセ、バシヤンにて産業さんげふを與あたへおけりその他ほかの半なかはにはヨシユア、ヨルダンの
八 此旁西こなたにしの方かたにてその兄弟等きやうだいたらの中に産業さんげふを與あたふヨシユア彼らかれらをその天幕てんまくに歸かへし遣やるに當あたりて之これを祝しし 八 之これに告つて

言いけるは汝なんぢら衆多おほくの貨財くわざい夥多おびたしき家畜かちく金銀銅鐵きんぎんどうてつおよび夥多おびたしき衣服きものをもちて汝なんぢらの天幕てんまくに歸かへり汝なんぢらの敵てきより獲え
九 たるその物ものを汝なんぢらの兄弟等きやうだいたらの中に分わかつべしと 九 爰こゝにルベンの子孫しそんガドの子孫しそんおよびマナセの支派わかれの半なかははエホバの

モーセによりて命めいじ給たまひし所ところに循したがひて己おのれの所有もちものの地ちすなはち己すでに獲えたるギレアデの地ちに往ゆんとてカナンの地ちの
シロよりしてイスラエルの子孫しそんに別わかれて歸かへりけるが

一〇 ルベンの子孫ガドの子孫およびマナセの支派の半カナンの地のヨルダンの岸邊にいたるにおよびて彼處にてヨルダンの傍に一の壇を築けりその壇は大にして遙に見えわたる 一
 二 子孫およびマナセの支派の半カナンの地の前の部にてヨルダンの岸邊イスラエルの子孫に屬する方にて一の壇を築けりと言を聞き 二三 イスラエルの子孫これを聞と齊しくイスラエルの子孫の會衆ことごとくシロに集まりて彼らの所に攻のほらんとす 二四

二三 イスラエルの子孫すなはち祭司エレアザルの子ピネハスをギレアデの地に遣はしてルベンの子孫ガドの子孫およびマナセの支派の半の所に至らしめ 一四 イスラエルの各々の支派の中より父祖の家の牧伯一人づつを擧げて合せて十人の牧伯を之に伴なはしむ是みなイスラエルの家族の中にて父祖の家の長たる者なりき 一五 彼らギレアデの地に往きルベンの子孫ガドの子孫およびマナセの支派の半にいたりて之に語りて言けらく 一六 エホバの全會衆かく言ふ汝らイスラエルの神にむかひて愆を犯し今日すでに翻へりてエホバに従がはざらんとし即ち己のため 一七 一の壇を築きて今日エホバに叛かんとするは何事ぞや 一七 ペオルの罪われらに足ざらんや之がためにエホバの會衆に災禍くだりたりしかども我ら今日までも尙身を潔めてその罪を棄ざるなり 一八 然るに汝らは今日ひるがへりてエホバに従がはざらんとするや汝ら今日エホバに叛けば明日はエホバ、イスラエルの全會衆を怒りたまふべし 一九 然ながら汝らの所有の地もし潔からずばエホバの幕屋のたてるエホバの産業の地に濟り來て我らの中にて所有を獲よ惟われらの神エホバの壇の外に壇を築きてエホバに叛く勿れまた我らに悖るなかれ 二〇 ゼラの子アカシ 二〇 詛はれし物につきて愆を犯しつひにイスラエルの全會衆に震怒臨みしにあらずや且また其罪にて滅亡し者は

イ甲一三・一二 士 八出六・二五 民二五・二〇・二二 士 一三・一四 申 一七・八・九 申 四・三 又卷七・一五

ル申一〇・一七 詩四四・二一、二三 三一
 ヲ王上八・三九 伯 九・二 耶二二・ 一 申一八・一九 母前 力創三一・四八番二四 一、二二、一七、一八
 一〇・七、二三・一〇 三 哥後一・一、二、 二〇・一六 二六、二七 二六、二七
 ヨ申二二・五、六、一 タ二二・二三、一四

彼人ひとりにはあらざりき

二二 ルベンの子孫ガドの子孫およびマナセの支派の半答へてイスラエルの宗族の長等に言けるは 諸の神

の神エホバ 諸の神の神エホバ知しめすイスラエルも亦知んもし叛く事あるひはエホバに罪を犯す事ならば汝

今日我らを救ふなかれ 我らが壇を築きし事もし翻がへりてエホバに従がはざらんが爲なるか又は其上に

燔祭 素祭を献げんが爲なるか又はその上に酬恩祭の犠牲を獻げんがためならばエホバみづからその罪を問討し

たまへ 我等は遠き慮をもて故に斯なしたるなり即ち思ひけらく後の日にいたりて汝らの子孫われらの

子孫に語りて言ならん汝らはイスラエルの神エホバと何の關係あらんや ルベンの子孫およびガドの子孫よ

エホバ我らと汝らの間にヨルダンを界となしたまへり汝らはエホバの中に分なしと斯いひてなんぢらの子孫われ

らの子孫をしてエホバを畏るゝことを息しめんと 是故に我ら言けらく我らいま一の壇を我らのために築かん

と是燔祭のために非ずまた犠牲のために非ず 惟し之をして我らと汝らの間および我らの後の子孫の間に證と

ならしめて我ら燔祭 犠牲および酬恩祭をもてエホバの前にその職務をなさんがためなり然せば汝らの子孫後の

日にいたりて我らの子孫に汝らはエホバの中に分なしと言ふこと無らん 是をもて我ら言ひ彼らが我らまたは

後の日に我らの子孫に然いはゞその時我ら言ひ我らの父祖の築きたりしエホバの壇の模形を見よ是は燔祭のため

にも非ずまた犠牲のためにもあらず我らと汝らとの間の證なり エホバに叛き翻へりて今日エホバに従がふ

ことを息め我らの神エホバの幕屋の前にあるその祭壇の外に燔祭 素祭 犠牲などのために壇を築くことは我らの

絶て爲ざる所なり

三三 は證人なりと答ふ 三三 ヨシユアまた言ひ然ば汝らの中にある異なる神を除きてイスラエルの神エホバに汝らの心

二四 を傾むけよ 二四 ヨシユアに言けるは我らの神エホバに我らは事へ其聲に我らは聽したがふべしと 二五 ヨシユア

二六 すなはち其日民と契約を結びシケムにおいて法度と定規とを彼らのために設けたり 二六 ヨシユアこれらの言を神

二七 の律法の書に書しるし大なる石をとり彼處にてエホバの聖所の傍なる櫛の樹の下に之を立て 二七 而してヨシユア

一切の民に言けるは視よ此石われらの證となるべし是はエホバの我らに語りたまひし言をことごとく聞たれば

二八 なり然ば汝らが己の神を棄ること無らんために此石なんぢらの證となるべしと 二八 かくてヨシユア民を各々その

産業に歸しさらしめたりき 二九 是らの事の後エホバの僕ヌンの子ヨシユア百十歳にして死り 三〇 人衆これをその産業の地の内にてテムナ

三二 テセラに葬むれりテムナテセラはエフライムの山地にてガアシ山の北にあり 三二 イスラエルはヨシユアの世に

ある日の間またエホバがイスラエルのために行ひたまひし諸の事を識めてヨシユアの後に生存れる長老等の世に

ある日の間つねにエホバに事へたり 三三 イスラエルの子孫のエジプトより携さへ上りしヨセフの骨を昔ヤコブが銀百枚をもてシケムの父ハモルの

三三 子等より買たりしシケムの中なる一の地に葬れり是はヨセフの子孫の産業となりぬ 三三 アロンの子エレアザルも

また死り人衆これを其子ピネハスがエフライムの山地にて受たりし岡に葬れり

ヨシユア記 をはり

ヨシユア記 をはり

- イ書二四・一四 創 一一・一七
- 三五・二 士一〇 八書二四・二六
- 一六 母前七・三 二廿三・二四
- 口出一五・二五 王下 ホ士九・六
- へ創三五・四
- ト創二八・一八 書四
- 三 二八・三四
- チ創三一・四八、五二 申三三・一
- 申三一・一九、二一、又士二・六
- 二六書二二・二七、ル士二・八
- テ書一九・五〇 士二
- 九
- ワ士二・七
- カ申一一・二、三一
- タ創三三・一九
- レ出六・二五 士二〇
- 二二八